

第十三回
会

参議院厚生・大蔵連合委員会会議録第五号

(一〇五五)

昭和二十七年七月二十九日(火曜日)午
前十一時四十七分開会

出席者は左の通り。

厚生委員
委員長 梅津 錦一君
理事

委員
長島 銀藏君
井上 三郎君
深川 三郎君
大谷 繁安君
小杉 繁安君
中山 壽彦君
藤森 眞治君
森 八三三君
河崎 ナツ君
赤松 常子君
山下 義信君
谷口 弥三郎君
西園寺 公一君

大蔵委員
委員長 平沼 彌太郎君
理事
大矢 半次郎君
伊藤 保平君
野溝 勝君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 基五郎君
海淵 春次君
小林 政夫君
小宮 山常吉君
江田 三郎君
下條 恭兵君

國務大臣
大蔵大臣 池田 勇人君
労働大臣 吉武 恵市君
厚生大臣 青木 武雄君

政府委員
大蔵省主計局長 河野 一之君
厚生政務次官 松野 頼三君
厚生省医務局長 阿部 敏雄君
厚生省医務局長 高田 浩運君

事務局側
常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 木村 常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 細郷 道一君

説明員
地方財政委員 細郷 道一君
会監 細郷 道一君
本日、の会議に付した事件
国立病院特別会計所屬の資産の譲渡
等に関する特別措置法案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(梅津錦一君) これより厚
生・大蔵の連合委員会を開会いたしま
す。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後二時三十三分開会

○委員長(梅津錦一君) それではこれ
から厚生・大蔵の連合委員会を開きま

す。
厚生大臣並びに大蔵大臣はまだ見え
ておりませんが、厚生大臣は労働大臣
を兼務しておられ、労働三法の問
題で両院協議会のはうへ出席してお
るようですが、当委員会に出席するよう
連絡をとっております。大蔵大臣には
連絡をとっておりません。なお促進し
ております。それから政府委員として
は阿部医務局長、高田次長が見えてお
ります。なお後刻大蔵関係からは河野
主計局長と岩動主計官が来ることにな
っております。なお地方財政委員会か
らは監理課長の細郷さんが見えること
になっております。目下、このところ政府
委員としては医務局長関係が二人で
す。前回に引続いて質疑を続行いたし
ます。

○下條恭兵君 私は昨日厚生大臣に
いろいろ質問しまして、そうして私から
は地方の町村立なり、或いは組合立等
の病院設立計画による起債がたくさん
あるの、従って厚生大臣がまあその
要望に応じて地方に移譲するつもりだ
と言われたので、私からそれではその
実情を詳しく説明してくれと言ったの
でありまして、それに対して更に説明
が、事務局と大臣相談したけれど
も、できなかったから資料を要求して
置いたわけでありまして、ところがこの
今配付された資料を見ますと、私の要
求した資料が入っておりませんと思いま
す。この点はどうかしているかという
ことを一つ調べてもらいたい。もう一
つは、私は厚生大臣以外に質問する必
要を感じておりませんので、従って厚
生大臣が何時頃来るかということをお
知らせ願いたいと思
います。

○委員長(梅津錦一君) 下條さんの資
料要求の件に関して、当局のほうから
口頭なり御説明ができれば御説明願
いたいと思います。

○政府委員(高田浩運君) 御質問の
おりました国立病院の移譲による病院
設置の計画につきましては、具体的
資料をとっておりませんので遺憾な
ら提出できなかった次第であります。

○下條恭兵君 そのあとで、大臣の答
弁の尻尾を……、事務局をいじめる
ようなことをするつもりじやありませ
んが、大臣は国立病院を地方に移譲す
るというところは、つまり地方に
病院設立の要望から起債なり或いは申
請なりが多いから、それで移譲するこ
とにきめたのだと、こういう答弁を昨
日しているのです。然るにそういうそ
の病院設立の計画がどれくらい地方か
ら来ているのか、起債の申請がどれく
らいあるのかというふうなことが事務
局に全然わからんというのはおかしい
と思うので、本当にあるのですか。そ
れはあるけれども、昨日から今日まで
の間に資料を整えることができなかった
という意味なのですか。それとも全
然そういう申請なんというものは余り
ないということなんですか、どつちな
んですか。今の答弁だと、まあ全然そ
ういふ何は大臣と逆なことを言ってお
られるように感じるのですけれども、

どれくらいですか。はつきりして頂き
たいと思います。

○政府委員(高田浩運君) 起債の要求
がお手許に提出してありますように、
都道府県、市町村全部合せて、二十七
年度におきまして公立病院を建てたい
から、或いは整備したいからというも
のの要求は合計九十億近くあるわけ
でございます。これを以て見ましても
地方側に公立病院を整備したいという
非常な熱望があるというところは御承
知のとおりであります。そういう
要望もあるしということが、まあ昨日
の語であつたと思ひますが、そういう
ことで一つ御了承頂きたいと思いま
す。

○下條恭兵君 いや、そういうことは
私はわかりません。わかるのですが、つ
まり今私下げようとしている病院です
ね、私下げる計画にしている病院と、
それからこの起債して建てようという
位置が、どういふ関係になつてい
るかというのを私はお尋ねしたいので
す。なぜかという、病院が、昨日私
例に挙げたのですが、東京にどれくら
い立派な病院がたくさん集まつても
地方じやしょうがないから、そこで無
医村なんかで診療所なり、いろ／＼な
ことをしていることは、私から説明す
るまでもないと思ひます。これは地域
的の分布状態が問題であつて、總括表
を一枚持つて来て、これを判断して、
いいか悪いかというところは無理だ。果
して地域的に申請しているところと、
現在の病院の所在地がどういふ関係に

なつてゐるか、これを一つ詳しく説明してくれ、説明できなかったら資料を作つて出してくれ、こういうことを言つたのです。ここに総括表に起債の申請の表がありますけれども、これを見つたつて、総括だけは確かにわかる。府県別はわかりませんが、これだけでも今の病院を払下げれば、それでこの起債をして病院を建てようという計画が必要なくなるのかどうかということに私は問題があると思ひます。なお飯に一方所や二方所国立病院の近所に病院設立の計画があつたとしても、そういう場合ならば、それは払下げれば、それでは建てなくていいのであるか、それとも今ある国立病院が規模が小さくて収容力が足らんからして、更に建てたいのか、更に調べて見なければ大臣の答弁をそのまま受入れるわけには行かない、こういう意味で資料要求をしておつたわけでありませう。従つてこのように会期末でありませうし、私はここで又そんな資料を持つて来ないよりは質問を続けたいということと言へば、何か誤解を招く虞れもあると思ふから、そんなことは知りませんが、この総括した一枚の表でなく、事務局が払下げようとする計画について、どこの国立病院の近所、どれだけの数の病院申請があるとか、或いはないとかいうようなことを詳しく説明できたらやつてもらへれば結構です。

○政府委員(高田浩運君) 起債との関連において申し上げましたのは、たまたまあ位置が一致するから、或いは附近であるからという意味で申し上げたというよりも、むしろ地方側でこういう非常に熱意があるから、国立

病院を引受けて、これを立派な県なら県のメデイカル・センターとしてやつて行くという熱意があるのだ、抽象的にそういう意味のことを申し上げたのでありまして、位置的に合致するとかしないとかいうことを具体的に申し上げたいと思ひます。

○下條義兵君 私はいさ以上事務局と議論しようと思ひませんが、この辺でやめておきますけれども、今の次長の答弁を聞いておきますと、随分地方では国立病院払下げ運動が熱烈であるかのごとき答弁をしてゐる。ところがここに來てゐる資料にしても、又私自身が接触した範囲におきましても、国立病院払下げの運動をしてゐる府県というのは極めて少いと思ひます。私は新潟県ですが、今も新潟県の県会議員が来ておつて、こんなものを押付けられたら困るのですからというのを私に言つておる状態です。全国でどこ

の府県とどこの府県が、一体次長が言つてゐる通りに熱烈な払下げ運動をしてゐるか、はつきり説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(高田浩運君) 私が申し上げましたのは、この起債額の申請額でもわかる通りに、病院を整備したい、公的病院を整備したいという熱意が地方側に非常に多いという趣意のことを申し上げたのでありまして、国立病院の譲り受け云々については、私は殆んど触れたつもりはございません。

○下條義兵君 それなら大要結構なんです、従つてそういうふうになるかと、私はこう思ふのです。現在国立病院がこれだけあつてもなお足らんからして、もつと病院を殖やしたいといふ

意欲が相当あるということだけははっきりしてゐる。但しそれは国立なり、或いは県立なりでやつてもらいたいという希望であつて、この国立病院を今の現存する国立病院を払下げたいという熱意ではないという意見、これははつきり事務局も認めてゐるだらうと思ふのです、その通りですか。

○政府委員(高田浩運君) 私が申し上げましたのは、国立病院の譲り受け云々について言及した趣旨ではないので、起債額は即ち公的病院を整備したい熱望の一つの現われであるとも言えるのではないかと、この趣意のことを申し上げたのであります。

○下條義兵君 大臣が来るまで、それまで私の質問を打ち切ります。

○委員長(梅津錦一君) 只今連絡をとつておられますから……下條さんにお答えします。今連絡の結果、厚生大臣は両院協議会に出ていますから、承諾しました、時間のほどはちよつとわかりかねるという事です。なお大蔵大臣は院内におるさうですから、連絡の付き次第こつちへ見えられと思ひます。その間、事務上の問題等について御質問を願ひます。それから松野政務次官が見えられておりますから、政治的な問題等について……

○野澤勝君 大休事務局と政府委員に対する質問は、私はもうこのくらいで私個人はいいい。そこであと大臣に残されておる質問だけ残つておるわけですから委員長は、私といたしましては、大臣の来るまで留保しておきます。

○下條義兵君 両院協議会があることは僕は承知してゐるのですが、両院

協議会に大臣出ておるのなら、およそ今日は出られないとか、何時頃なら出られるという返事があつて然るべきだと考へるが、使ひに行つたのが悪いのか、大臣の熱意がないのか、どつちか知らないけれども、これはちよつと不親切だと思ひます。何時頃にならなければ来れない、これを明確にしたら、方法があると思ふのです。

○委員長(梅津錦一君) 大蔵大臣との連絡を申し上げます。大蔵大臣は目下国会対策といふことになつておりますから、自由党の国会対策だと思ひます。が、それと政府との連絡に當つておるで忙しいから出向かれんということでお重ねて私どもから出席をするように万々お繰合せを願ひように伝えておきます。速記を中止して下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始めて下さい。

では留保のために休憩に入るといふことに決定いたします。暫時休憩をいたします。

午後三時七分休憩

午後三時十七分開会

○委員長代理(長島銀藏君) 休憩前に引続きまして再開いたします。

御質問を続行いたしたいと思ひますから、どうぞ厚生大臣もお見えになりましたので御質問を願ひます。

○下條義兵君 私は昨日厚生大臣並びに大蔵大臣に對しまして、何故に国立病院を移譲する必要があるかといふことをお尋ねしたのであります。私は最初には財政上の見地から、どうしても

こういうことをせざるを得なかつたのじやないかと思つたのであります。大蔵大臣の答弁によりますと、財政上の理由は全然ないといふことでありますので、そこで厚生大臣にお尋ねいたしましたところが、厚生大臣はいろいろな理由をお述べになりましたわけでありませう。そこでその中の一点をいたしまして、地方に病院設立のための起債の申請なるものが非常に多いので、地方に移譲するほうがいいと思ふと御答弁になつたわけでありませう。併し私はこれに對しまして地獄的の理由もありませんので、恐らく国立病院のすぐそばに又病院設立の起債の申請があるといふことは考えられないという立場におきまして、とにかくそれらの理由を明確にする御答弁をお願いしたわけでありませう。御答弁がなかつたので、私は資料をお願いしておいたわけでありませう。ところが今日ここに配付された資料を見ておきますと、私の要求した資料はございません。私はさうむずかしいことをお願いする必要はないので、要するに日本地図の上に国立病院の所在地がマークされて、そして今の病院設立のための起債なり、設立の申請の位置がマークされた地図が一枚できれば、それで私の資料は十分であつたわけでありませう。ところがそれがなかつたわけでありませう、今事務局に聞きましたも、事務局の方では今この起債の申請があるといふことは、如何に病院の拡充に地方が熱心であるかという証拠であるといふふうに解釈しておるというこ

とでありましたので、従つて私の見解と事務局の見解とは同じだと思ふのであります。即ちこの起債の申請があ

るといふことは、何も地方が国立病院の移譲を要望しているわけではないと私にはこう考えられるのであります。そこで厚生大臣が昨日私に答弁されたところの、病院設立の起債がたゞさんあるから、それで移譲するのだといふことは間違ひである。若し厚生大臣がそういう考え方で以て移譲を決意されたならば、これは厚生大臣の錯覚に基くものであるといふことを申し上げて差支えないと思ひます。余り時間がないときに水かけ論みたいなことを言うのは私は好ましませんから、そこで私は昨日申し上げたように、大臣から一つ実際に地方の起債計画というものを大臣はどう解釈しておられるのか、これだけのものがあるといふこと、をどう解釈しているのか、即ちこの中に一体どことどこが国立病院を移下げてもらえば、この起債で病院を作らなくてもいいと考へているのかという点、それからそうでなく、国立病院のあるなしにかかわらず、国立病院を設立したいといふ考へでおられるのかとどこかだといふことをはつきり先ず御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(吉武恵市君) 私が申し上げました点は若干言葉が足りませんので、そういうお言葉が出るかと思ひますが、片一方で起債を申請しながら、その所に国立病院があつても、それを受けないと言つておるわけじやありません。いろいろ御質問の中に、国立病院があつて地方に移譲すると地方の負担になる、それは地方が迷惑千万だといふような御議論がありますが、いやさうではない。やはり府県知事でも、負担になつてもやはり公共のために病院を作らうという熱意を持つておられ

る。その証拠には九十億に達するところの起債の申請すらある。ほかに結核療養所も地方の負担になるから喜ばんはずでありますけれども、やはり知事にしても、市町村にしても、そういうものを作らうという意欲は相当あるわけでありまして、ありますから、私も今更なるうとしておるの、嫌がる所に押付ける考へは手頭ございませぬ。自分のほうで非常にやりたひ、私下げて下さいといふ所には私下げて下さい、こう言つておるわけでありまして、それは嫌がつておる所に無理に押付けるのじやない。やはり府県は府県でそういう一般の国民の医療施設というものをやろうという熱意を持つておられる。而もそういう所を欲しとおつしやる所があれば私下をいたしましよ、絶対に強制はいたしません、かように申し上げるわけでありまして、私が昨日申し上げました点、言葉が足りませんから、起債、一方に国立病院の所在地で病院を建てるといふふうにお考えになりますと、これは間違いでございまして、さような意味ではございませぬ。

○下條泰兵君 昨日から大臣は私の質問に対して逐次答弁を適當にこうスライドして、鋒先を避けるようにしておられると思ふのでありますが、私は枝葉末節のことではどうでもよろしいのであります。で、私は大臣はこの起債の一覽表を見ましても、現在国立病院がある上に、なお且つ地方が如何に医療施設の拡充といふことに熱烈な要望を持つておるかといふことは十分御理解ができることだと思ふのであります。私はこういう実情にある中で大臣が如何ように説明されましても、私はこれ

が地方に移譲されますならば、そして移譲されますならば地方の負担が何がか増加することは、これは絶対だと思ふのであります。そこで医療施設を拡充するといふ建前からすれば、私はこの起債の一覽表を見ましても、当然この現在ある病院を移譲するといふよりも、逆に国立の病院も更に殖やして、そして力があるならば地方にも市町村にもどん／＼やらして行かうという方向をとるべきことが本當であらうと思ふのであります。昨日から私は大臣の御答弁を聞いておりますと、私が虚心坦懐に大臣の答弁を聞いてゐるといふと、理由は何か知らんが、国立病院などをたゞさん持つておると面倒くさいから地方へ任してしまふのだといふふうには私には受取れたのであります。私は何も昨日から繰返し申し上げますように、大臣と我々は根本的に思想的な立場を異にしてゐるのでありますから、これは議論すれば水かけ論になるのはわかつておる。議論をする必要はないと思ふのであります。議論するのじやなしに、少くとも大臣も更にこれから日本の医療施設といふものを殖やすといふことを考へますならば、現在何といつても地方自治体よりも国の方が経済力は強力でありまして、殊にこの数年來の均衡財政のお蔭を以ちまして地方財政は疲弊困憊しておる、個人経済も随分苦しんで、国が大いなる黒字になつておることはこれは私が指摘するまでもないと思ひます。こういう際になぜ大臣は更に国営の施設もよう拡充しなげう、地方でももつと／＼医療施設が拡充できるような助成策をおとりになるというふうなお考へを持つことなしに

今のような措置をとられたことに對しても、私は昨日から繰返して大臣が御答弁をせられますけれども、この根本的な理由がどこにあるのかといふことはつきりわからぬのです。この点を一つ明確にするように御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(吉武恵市君) 私が申しましたのは、面倒くさいからではございませぬで、靜かにこの国立病院の今日に至つた状況を顧みて御覧頂ければ私に御了解が付くじやないか、国の病院といふものが自然的に必要に迫られてだん／＼と拡充したものを、ここで方針を一擲して、そして地方に移譲するといふことは、これはよほど慎重に考へなければならぬことであります。ところが戦争中陸海軍病院であつたものをどこが引継ぐかといふので、一応国が引継いで今日までやつて来たといふ沿革を持つておるわけでありまして、従つてそういうところでやつて来ただけに行き届かぬ、これが実情であると思ひます。でありますので、行き届かぬものであるれば、手近で行き届く希望者があるならば、それに移譲することがどうして悪いのか。病院といふものは国営主義がいいのだ、こういう考へ方がございまして、医療制度といふものは国営でやるべきだ、個人の病院を許すべきではない、或いは地方の公共団体でやるべきではない、国民一般医療といふものは国営によつてやるべきものだといふ考へを持たれるかたがございまして、私はそういう考へをとならないのであります。政府はそういう考へ方をとなない。国民の医療制度といふものは、結核療養にいたしましても、一般の療養にいたしましても、

も、これは国、そして府県、市町村或いは更に部落の国民健康保険といつたようなものが總合的に重なつて、そして医療網といふものが完備して国民の医療に遺憾なきを期するというのが私は実情に副うものではないか、かような方針の下に立つておるのであります。国立の病院を移譲して、そして病院を減らすといふ考へではない。病院は移譲いたしましても減るわけではございませぬ。なお必要があれば増して行くといふことはありまして、河宮でやつて行くといふ手続はとらない。国よりも地方々々のセンターとしての總合病院としての指導監督は、これは私は必要だと思つて、今回の移譲についてもその点は配慮しておる。結核療養所は国営もありましようが、国営だけではありませぬ。府県立も、市町村立の療養所もある。而して皆熱心にベッドを殖やしてくれ、これは何がしかの負担になります。地方の公共団体としては負担になりますけれども、併し熱心に私の所においでになる。私は本當に国民の側から見まして、これが却つてよくはないか。国の病院にいたしましても、府県の病院にいたしましても、やはり負担といふものは国民自身が負担するのであります。国民が負担するものと府県が負担するものとが別なんといふものではない。どちらでもやはり負担といふものはあるわけでありまして。而も病院は国から持ち出すといふことは多くございませんで、昨日も申しましたように、大体独立採算で以て収支が償う、とん／＼でやつて行くといふ建前をとつておるのであります。どうぞ一つ御了承願ひ

ます。

○下條議員 大臣から大分医療行政について議論を吹つかれましたが、私は今大臣と国営がいかに悪いかという議論をしようとは思いませんけれども、大臣の答弁には私は無理があると思う。なぜかという、この病院の歴史的過程、今下げの対象になつておる病院の歴史的過程から言つて、当然国が経営すべきものではないはずであつたというように前提に立つておると思ひます。ところが一方においては、実はどうも医療施設を拡充させるべきである。いろいろ議論をする時間が長くなりますからやめますけれども、今大臣は地方財政の事情を御覧になつたらおわかりであらうと思ひます。この国立病院は大層立派なものであるとお考へになつておれば、私はそれは間違ひであると思ひます。なぜかという、戦争中のバラックであります。而も設備もどん／＼改善しなければならぬものがたくさんある。こういうものを国でやつておれば、今私から指摘するまでもなく国家財政は大変な黒字であると思ひます。こういう力のある国が手離して、力のない地方自治体に任すほうが、医療の発達になるというところは、どこから計算して割出されるのか。私には理解ができません。こういう見地に立ちますと、私は国営がいとか、民営がいとか、こういう議論は別といたしまして、別に議論しませんけれども、とにかく今実情に即して日本の医療制度、医療設備を拡充しようとなれば、国が力を入れるのが一番いいので、この意味においては、吉田内閣は今土地改良なんかについては相当力を入れて来たのであります。こ

れは至極いいことであると思ひます。土地改良なんかは地方自治体でやれという今の厚生大臣の論法は成立しそうにもなりませんけれども、これはどうしても国が世話しなければならぬからというのでやつておられますが、この医療設備についても同様であると思ひます。今の疲弊した地方自治体に任したほうが有利に発達するということは、このどういふ数字を基礎にして言われ、むしろその点を非常に疑うので、だから私は又元に戻つて、どうも大臣の答弁の中から、どうしてもこれを地方に移譲したほうが有利、設備も改善される、或いは規模も拡大されるというやうな議論がどうして成立つのか、私にはわかりません。併しながら私はこれ以上大臣に言つても……。更にやるならば私は地方財政のほうとの関係の専門家でも呼んで来て、いろいろ意見でも聞いて、いろいろ資料でも出してもらわんと……。大臣の議論を打消すだけの資料をここで今すぐ集めることは困難であるから議論はやめておこうと思ひます。けれども大臣の議論は間違ひであると思ひます。

一言最後に私は計数的に言つて、地方が今これだけの自由財源を持つておるところから、地方に任したほうが有利に発達するといふ、どういふ財政的基礎の上に立つておるか、大臣が考へられておるか、その点だけ伺つておきます。

○國務大臣(吉武憲市君) 先ほど申しましたように、病院が移譲されると、非常な負担になるという前提には立つておりません。大体はど／＼で行くという前提に立つております。それから移譲したほうがいいといふことは、現在国が九十九持つております。国でいい場合もありましようが、併し九十九、北海道から九州の果まで九十九といふものを国が管理するといふのであり、そこに役人を置いてやらせるのであります。役人を置いてやらせる管理するといふ場合において、本當によく行届くかどうか。それよりも府県知事の足許に置いて、陳情も受ける、そうして見ます、行つて見るという形式でやれば、府県知事にいたしまして、府県會議員にいたしまして、一般国民の医療というものに関心がないわけじゃありませんから、ああ、あそこは少し手入れをする、或いは取扱が悪いといふことは、九十九を我々が全国の中央において目を光らすよりも、足許で見るといふほうが行き届くといふことは一応常識である。それから負担になるならんの問題であります。これは嫌がついてゐるものを移譲するのはございけません。自分のほうに移譲してくれ、欲しいからもらおうといふやつを、いや、お前のほうにやると負担になるからやらんのだと言つて拒むことではないのではありませんか、私はさうに思ひます。

○下條議員 余り私だけ長くやつておるのも何ですから、私は私の意見だけであつたので、大臣の答弁を求めた必要はないのであります。負担になるならんは別だと言つておられますけれども、如何に県會議員や村會議員の目が届いたつて、財源のないところでは何もできないといふこの事実を大臣はお忘れになつておると思ひます。私の言つておるのはこの点であるのです。今国家財政黒字の際に、地方財政窮乏のほうに移したほうがいい、或いは何かの働きかけ、或いは条件のようなものでもなければ、私は府県から特に移譲の希望が出るかと考へられませんか。ありまするが、とにかくそういう財源のある大きな所から、今の段階において財源のないほうへ移すといふことが仮に起きるならば、私はそのために日本の医療施設が非常に後退する虞れがあるといふことを心配しておるものであるといふことを附加しまして、私の質問はこれで打切ります。

○木村八郎君 我々要求しております資料全部が揃いませんでしたが、大体においてまあ質問する場合の参考になる程度の資料は頂いたと思ひます。またこれは不満足ですけれども、これ以上要求してもすぐ間に合わないようでありまして、これ以上要求しても無理だと思ひますので、この頂いた資料を基礎にして御質問申上げたいと思ひます。大体この資料を拝見しまして、前に厚生大臣が、この国立病院を地方に移譲することによつて社会保障体制を推進して行くことになるというお説でありましたが、全く私はそれと反対であるという意見を述べました。この資料をよく検討すればするほど……。尤もまだ先ほど頂いたばかりでよく検討できませんが、ここでざつと検討しただけでも、この厚生大臣の言う社会保障体制を推進せしめるという論議は認められないと思ひます。

さて先ず第一に厚生大臣にお伺ひしたいことは、先ほど来厚生大臣が、これは強制しないのだ、欲しいところにするのだと言ひますけれども、事実においては強制しておることになつておると思ひますが、その点について厚生大臣はどういふふうにお考へですか。

○國務大臣(吉武憲市君) 私はたびたび申し上げますが、強制する意思は毛頭ございけません。これは一つ信用して頂いて結構であります。又今日の實際が、政府が言つたからといつて、仕方がないから引受けるということはないと思ひます。私は欲しいとおつしやるならば差上げる。本當に強制する意思はございけません。整備予算の点を御指摘になりましたが、修繕を要すべきものをそのままに渡すわけにも行かないといふので、実は大ざつぱな概算でありまして、けれども六億四千万円組んだ。それを付けて差上げる、こういうことではあります。でありますから、成るほどその程度によつては幾らでも整備費が要ると思ひます。併し今日のこの実情において、完備したものをすぐ作るというところは容易じやありません。これはだん／＼と国力が充実に来るに伴つて、私は医療といふものを完備するといふことを待たなければ、医療だからバラックではないかと言つておる時代では私はないと思ひます。医療といふものはできるならば暫らく我慢して頂く。併し雨漏りしておるものをそのまゝまといふわけに行きませんから、僅か

の予算を差上げる。こういうような考
えであります。

（委員長代理長島銀藏君 退席、委
員長着席）

○木村義八郎君 私にはそれは主観的に
厚生大臣が強制していないと言われま
すが、客観的に強制していることにな
っているというのを、私はこの資料を
拝見して今質問しているわけです。
それには具体的な御答弁がなくてはな
らない。移譲される病院に対して整備
予算は計上していると、こうおっしゃ
るのですが、それならばこの六十カ所
のこの移譲予定の病院に対して六億四
千万円をどういうふうにして予算を計
上しているかを示してもらいたい。こ
の材料を示してもらいたい。それでそ
れによつて具体的に立証して頂かなけ
ればならぬと思う。一応国立病院に伴
う補助金の六億四千万円の算定基礎に
ついて資料を提出してもらいます。今
ここにもう一度、一体これが資料に
値するかどうか、算定の基礎にな
るか。厚生大臣が御説明困難ならば、
私は事務局から説明して頂きたい。
こんな二十五年度、六年度、二年間の
整備費を合計して二で割つて、そうし
て移譲病院に該当する年平均額を半分
と見て、それに対する六カ年分、こう
いうふうに算定したことになつていま
す。一体この中に物価のことは何ら考
慮されてない。算術平均で、こんな簡
単な計算でよろしいのかどうか。そこ
でとにかくそれと六十カ所に、移譲
予定している六十カ所にどういうふう
に整備予算を組んでいるか。それを具
体的に示して頂きたい。いま厚生大臣
はそういう予算を組んでいると言われ
るのですが、それなら私はそれを示し

て頂きたい。そうでなければ実質的に
予算を組んでいないのに、組んでな
いのでありますから、どうしてもこれ
はそういうふうには、移譲せざるを得な
い。主観的に持つて行かれる。主
観的意図はどうあるとも、そういう
ふうになつて来る。そうでなければ、
厚生大臣は客観的の方面からこれは強
制してないのだということ、これを改め
て行かなければならぬと思う。その点
どういうふうにお考えになつていま
すか。

○国務大臣（吉武恵市君） 私はどうも
主観的に、客観的にと御指摘になりま
すが、客観的にも強制しているという
事実は全然ございません。どういふ理
由で御指摘になつておられるのか、私には
理解できないのであります。が、整備費
の六億四千万円は一応御指摘になりま
したような概算で出しております。こ
れは六十カ所というのであります。が、
実際の場合は個々の病院について査定
をして差上げるようになりますが、併
しその際にも互いに對々なんです。お
れはこの病院を引受けよう。幾らにし
てくれるのだ、法律の条件では幾ら
だ。それじゃそれに整備費を幾ら付け
てくれるか。それならば引受けよう。
それくらい整備費ならおれは引受け
ない。そういうことに私は実際問題と
してなるのじゃないか。それに自治体
のほうから、いや整備費はこれだけで
支障はない。それじゃ政府から言われ
ますから、嫌々だけれども引受けよう
というところは私はないと思う。であ
りますから、そう一々御心配にはなら
んでも、それはそのとき具体的に整備
費の六億の中で、どこの病院について
は、あそことあそこが不備だから、それ

にだけだけの整備費を差上げましょう。
お値段は大体時価の三割になつてい
るから三割、機械は何ぼ、それでどう
しようかといつたら、それで地元の方
県なり、市町村なりが府県会、市町村
会にかけて、それは是非とも地元で欲
しいからもうじやないかといつ
て、自治体の意思で決定された場合
は、お前のところはあと大変になるか
ら譲つてもらつては駄目だということ
は、これは言う必要はないのじやない
でしょうか。それが客観的に強制をす
る、してゐるとおっしゃるには何か別
の、どういふところでありませうか、私
足りないのかも知れませんが、私
客観的にも主観的にも對々の話なんで
す。相手のほうから欲しいとおっしゃ
るならば差上げる、嫌だということであ
ればどうにもなりません。

○木村義八郎君 厚生大臣は経済のこ
とがよくわかつておるはずだと思つて
に、どうも絶対強制はしてない、し
ていないと言つても、事実におい
てはおるといふことを一々指摘して
おるのです。これはよくおわかりにな
らないのですか。若しそれが移譲され
ない場合は整備予算が必要わけであ
る。個々について、国立病院はこれか
らずつと経営して行くのに当然必要
わけである。それでその移譲されない
場合のその整備予算というものはある
はずである。それを移譲されることに
なつて相対で相対で整備予算という
ものがきまると言われるならば、そんな
頼りないものであるかどうか、移譲さ
れない場合にはどうするか、やはり整
備予算を組まざるを得ない、ところが
その整備予算を組んでないといふこと
は、そも／＼移譲を前提としてやつて

おることであるから、それであつた六億
四千万円ですから、いい加減に按配し
てやるという、そんなことでどうして
医療を社会保険的に推進せしめて行く
ことができるか、これは厚生大臣は非常
に簡単にお考えになつておるが、厚生大
臣としては、厚生という面から言つた
ら、もつとこの点は真剣に考えなければ
ならないと思う。で、移譲されない
場合には当然これは整備費が要る、で
すから私は六十カ所に対してこれをど
うやつて振當てるか、それから一応移
譲されない場合には、整備費はどの病
院にどれだけかかるかといふことは、
これは当然計算されなければならぬ
。その移譲されない場合の整備費は
幾らか、それを伺いたい。個々の病院
について具体的にきまるべきで、で
すからその資料を出して頂きたいと言
つても出さない。若し厚生大臣が言わ
れるようなことを御答弁なさるならば、
六十カ所について一々これを出して頂
かないとわからないのです。で、その
資料があつたならば、それをお出し願
ひたい、そうしませんと議論はつき
りしません。移譲されない場合には当
然整備費というものはあるはずであ
る。ですから移譲されない場合には整
備費は幾らであるか資料を出して頂
きたい。

○国務大臣（吉武恵市君） 整備費とい
うものはこれは程度のものであらうと思
います。幾らでも金に、財政に余裕が
あれば、成るほどどこも直し、あそこ
も直すという所はたくさんございま
す。併しながら今日の状況においては
六十カ所分として六億四千万円組んで
あります。残つた分について必要な
のがあるかも知れませんが、そのもの
については別に予算的措置を講じなけ
ればならぬ場合があるかも知れませ
ん。今のところは私は私どもはそう思つ
ておりませんが、必要なものは放つて置
くわけに行かないので当然出て来る。
併しそのことは何も地方で移譲して
くれないものを強制する根拠にはなら
ない、今日の自治体が、そう政府が言
つたからといつてはい／＼と言つて私
は嫌なものを引取るとは考えておりま
せん。府県にいたしまして、市町村
にいたしまして、自主性を持つて考
えられる、ですから仮に負担になつて
も、おれのところはこういふ医療が欲
しいといふことであれば、負担になつ
ても引受けるというかたが出るかも知
れません。常に利害關係だけを考へて
知事がやることは私は考へていない、で
ありますから、嫌だといふことを無
理に押付けるといふことになれば、あ
なたの御心配になる点が出ますが、自
治体というものが十分勘案して欲しい
とおつしやる分をやらぬと言つて拒
む理由はない。もう一度その点私がわ
かりにくいように願ひます。

○木村義八郎君 まだいわけゆる客観的
にこれを強制しているその論拠とし
て、二、三まだ質問をしなければなら
ないと思う。その前に先ず六億四千万
円の問題について、もつと我々が明ら
かにしておかなければならぬと思いま
すので、更に重ねて質問いたします。六
億四千万円というのは六十カ所の移譲
予定の国立病院に対しての整備費なの
か、或いは六十カ所が例えば十カ所し
か移譲できなかったときにやはり六億
四千万円の整備費になるのか、一体そ

これはどういふ計算になるのか。移譲されない場合に一応これは程度問題だと言いますけれども、政府として公的医療機関として運営するのには一応支障のない程度の整備費というものは政府は考えなければならぬ。腰だめで程度問題で、いいからんではこつちはできない、いろいろ過去の経験があります。大体それから社会通念からして言つて、この公的医療機関を運営するのに一応支障のない程度の整備費というものはどの程度の程度かという事は、これはわからんはずはない。そうでなければ厚生大臣として、私はそういうことを腰だめの程度問題というのでは、それで科学的基礎がないと思う。それで今の地方財政から行きますと、赤字でもかまわないから引受けて行くという特殊なところが一体どこにありますか。六億四千万円のお金を付けてやるというの、この地方財政に対して何か魅力を与えるような、財源が困つておるから、これで餌みたいなものを与えて、そうしてやるといううなことを我々は、誤解かも知れませんが、我々の側から見るとそういうふうに見えるのです。そこでこれをはつきりしてもらいたいわけです。今御質問申上げましたが、第一に六億四千万円は六十カ所全体の分なのか、それともこれが五十カ所あつたときは五十カ所分か、三十カ所分か、それとも三十カ所分、一軒しかあつたら一軒分か、この点ををはつきりして頂きたい。それから公的医療機関を運営して行く場合に一応支障のない程度の整備費というものはどの程度なのか、これはおわかりにならないければ私はおかしいと思う。厚生大臣が答えになれなければ事務局

でも結構なんです。この点についてはつきりさしてもらいたい。

○國務大臣(吉武憲市君) この六億四千万円は六十カ所分でございます。従つて六十カ所分でないならば、それに従つて箇所がそれ／＼の割当て減つて来るというところであります。併しながら六十カ所分だから六十カ所の一だという機械的なふうには考えておりません。それは非常にいろいろおるには余計差上げるし、輕微なところには輕微に差上げる。六十カ所分あることには間違ひはない。それから整備するにはどれだけのいるかというの、整備するのには一応どこに出しておりますように六十カ所分の六億四千万円という、これも程度のものですから、もつと完備したい、便所も水洗便所をしたい、水道も完備したい、いろいろのことをやればきりがありせんけれども、今日のところは、一応これで療養に差支えない整備費ということで計上してあるものであります。

○木村福八郎君 私若し今厚生大臣が御答弁になつたような積算の基礎で大蔵省がこれを認めたとするならば、これは非常におかしいと思ふのです。それはです、では或る病院については多くもらえるかも知れない、それは或る病院については少くもらえるかも知れない、而もそれともその整備の程度、その整備の必要度において科学的にそういうふうなきまつて来るのならばいいのですけれども、六十カ所分として六億四千万円一応取つておいて、そうしてあとでこれは平均じやない、平均じやないから、それでは六十カ所の個々の具体的に病院があるのですから、このこの病院についてはどの程度、

このこの病院についてはどの程度と言つてしなればならんはずで。どうしてそれを具体的に個々の病院について整備費を科学的に実際にこれを調査して算定して、そうして積上げた上においてこの予算を組まなかつたか、腰だめで、いいからんに行くべきではない、我々としては全体的にこの予算に反対しておる、賛成しておらんのです。こんなような腰だめで予算を作る、これは大蔵省がおかしい、大蔵省の人がいたら聞きたいと私は思う。そんな腰だめで予算を組んでいいのかと思ふ。六十カ所というの、はきまつておる。具体的に固有名詞で、何々病院というの、はきまつておつて、この程度の整備費を要する、それはわかるはずで。ただ六億四千万円というものを一括して取つて、あとこれは平均じやない、平均でなければどういふのか。平均でないというのならどういふのか、それなら整備の必要度に應じてやるといふのなら基金があるわけですか。そうしますと、どの病院ではこの基準によればこれだけの整備費、そういうことに予算を組まなければ私は意味がないと思ふのです、この点お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(吉武憲市君) この点はこの前も申上げましたように、一つ／＼の病院に具体的に積上げて出したものではございません。お手許の資料に差上げておきますと、二十五年年度にはどのくらい、二十六年年度にはどのくらい、大体一年どれくらいの整備費が要するか、これは大きい修理費を組むときには大体そういう概算でいたします。一々の細かいことを計算して組む

というのではない、一年の修理費というものは去年どのくらい、今年どれくらい災害があつて事故があれば、それは災害復旧として臨時のものが出るでしょうが、通常の修理費というものは大体毎年きまつておるものです。それで今までの実績を見て大体年間二億四千万のものを予定しておる、それでこの六億四千万円というものを出し

ておるわけです。

○木村福八郎君 その公的の医療機関の整備費、国立病院のうち六十カ所というものはきまつておるわけなんです。どこどことどことどこというの、はきまつておるのでしょうか。きまつておらない場合には、例えば約百カ所のうち仮に三十カ所或いは又六十カ所、こういう場合には一括して六億四千万円という御答弁ならば我々一応わかりませんが、どこどこを大体移譲の對象にするという個々の病院がもうきまつておるわけですか。従つて個々の病院について、この公的医療機関を一応支障のない程度に運営するに必要な整備費というものは出て来なければならんはずですよ。それを調査しなくてやつたというの、私は随分これは杜撰だと思ふのです。その点先ほど厚生大臣の御答弁には不特定でわからん場合には、それはそれでいいと思ふのです。具体的に移譲を予定されておるところがきまつておるのに、それは具体的にわかるんですよ。それをなぜやらないでどういふ算定をしたのか、その点私はどうしてもわからぬのです。

○國務大臣(吉武憲市君) 一応六十カ所は計画としては考えておりますけれども、先ほど申上げましたように強制するものじやございません。従つて任

意にどこが譲り受けたいとおつしやるかわかりません。従つて予算も一応の予算を組んで差上げるときに具体的にその数を見まして、それではあそこはどのくらい整備費が要するから、これだけ差上げよう、これは私は當然だと思ふのです。全部予定されたものは皆右から左に移譲されるということであれば、これはお話のように全部具体的にきめるといふこともありません。私どもは強制してやるといふつもりはございません。それからこの病院が譲り受けになるのか、どこの病院が残るのやらわかりません。

○木村福八郎君 それじや移譲されないときの整備費はここに幾らあるわけですか。移譲しない場合に幾らあるかという事は、これは出て来なければならぬ。強制でないとおつしやるなら、移譲しない場合はこれだけの整備費というものはわかるはずで。○國務大臣(吉武憲市君) 残つたものについて、この整備費が必要であれば必要に応じて組むつもりで組んでござい

せん。

○木村福八郎君 どうも全くですね、何のためにこういう予算の組み方をしたんだか理解に苦しむのです。只今の厚生大臣の答弁は速記に勿論そのまま残つておるのですから、私はもう一度この速記をよく見て、よく考えて見たいと思つておるのです、どうして私はわからない。更に又この積算の基礎についてどうして私どものもつたこんな資料でよろしいのですか。実際平均して、二カ年分を二で割つて、そうして整備に必要な個々の具体的に予定された地域が困つておるのに、それを積上げてやらない、こんな杜撰な組

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

です。

○国務大臣(池田勇人君) この六百五十億の問題につきましては、大蔵委員会或いは予算委員会におきまして、木村さんとたび／＼議論した点であるとも思いますが。御承知の通り六百五十億という枠を作り出すゆえんのもの、政府資金をそれだけ撤布する場合におきまして、インフレその他の関係から一応枠を作っておるのであります。で、六百五十億の枠で足りない場合におきましては、御承知の通り枠外において地方債を民間引受けで発行するということも認めておることは木村さん御承知の通りであります。而うしてそれは飽くまで民間の引受けによりまして、信用の進出にはなりません。従いまして六百五十億の資金運用部の枠外にそういう例外を認めております。

併し今回の国立病院の移譲に伴うものは資金関係の動きではない。物資を調達して、いろいろな点が、インフレ、デフレの問題が起らずに帳面ずらの引換えになるわけでございます。だから資金運用部の金を出す、郵便貯金その他から入つて来たものを出すとこの枠と、国立病院を地方に分けて、分割いたしました場合において、地方に金がある場合は別問題でございますが、ない場合におきましては、帳面の附け替えというものであつて、六百五十億の枠とは性質上違つて来るということは木村さん御承知の通りだと思います。

○木村義八郎君 その場合ですね。政府が病院を地方に移譲したその代金として地方債を受けとるわけだと思ふので、その受取つた政府の地方債というものは、ただそのまま持つてい

かどうか。やはり資金が必要なきにこれを資金運用部にこれを持たしてこれを借り、こういうことになり得るのじやないでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 若しその地方債を政府が日銀の引受けによつて、日銀へ売つたりいたしますとインフレの原因になります。従いまして政府はそういう地方債はずつと持つておる計画で行かざるやしません。それはもうインフレ対策としてその地方債を政府が日銀引受けによつて出す、信用進出をやるならば、国が国債と日銀の信用進出によつて日銀に持つて来ることは同じことでありまして、そういうことは既に今の情勢では償ふなければなりません。

○木村義八郎君 私はインフレということのみにこだわつて言うのではありませんが、一つの個々の不動産を証券化するわけですね。不動産を証券化して政府が持つわけですね。そうしてこれに必要なときには資金運用部に政府が持たせば、そこに政府が使える金が出て来るわけですね。その場合にやはり資金運用部資金の資金計画としては、政府がそうやれば今まで枠外の金が、政府は資金運用部にそれを持たして金を使わなければ、よその使えらるる予定された金がそちらのほうに行くのであつて、資金計画と違つて来ると思はるる。思いますが、政府はただじつと持つていて使わなければ、これは別でありまして、その点やはり私は地方債といふものは一つの証券としてですよ、全体としてその証券の日本国内における地方債のボリュームというものはそれだけ殖えるわけだと思ふのですよ。それはまあ政府が持つてゐるのだから、

今度の資金計画の枠外の地方債であるといふふうに、そう簡単に考えていいかどうかですね。何のために地方債のこの起債の枠というものをきめたのか、私はやはりそれは崩れて行くと思ふのです。そういう考えから若干理論的には崩れて行くと思ひます。その点はどういうふうな……

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど御説明申上げたことを繰返す必要はないと思ひますが、枠というものは資金運用部に民間から入りましたものを、地方債に幾ら／＼とか、金融債に幾ら幾らというのが枠でございます。その枠のうちには入れない。政府はその地方債を持つておるのであります。若し持つてゐる地方債を政府が預金部のほうで予定以上に金が集まつたときに、これを預金部に持たすか、持たさないと考えることは、そのときの情勢によつて考へるのであります。私は帳面の附け替えは、実質的にはそういう程度のものでありますから、他の必要な地方債が非常に幅狭しておる場合におきまして、こういうものを政府が地方よりも優先的に預金部に引受けさして金を政府で使おうという考へ方は持つておりません。

○木村義八郎君 それはですね、政府が使わなければその通りです。その通りですけれども、一応そういう使い得るフアンドとして持つておれば、そういうフアンドは出て来ないのですけれども、これを流して債券化すればこれに一つの流動的資産というものが出来てこれかやはり一つの購買の手段に転化されるわけですから、その点は私は今は使わなくても、将来又使う、こう

いうことはあり得るのであつて、それは私は違つて来ると思ふのです。そこは今の使われないと言へばその通りですけれども、私はこの病院の地方起債について一応この十六億しか認めないで、国立病院の必要のときには地方債の発行とすることを特に認めるというところは、私はどうもそのところがおかしいと思ふのです。それならば、なぜこつちのほうで考えなかつたか、その最初の申請額についてどうして考慮しないか、その点はやはり間接的に国立病院を移譲せざるを得ないような方向に追込んで、そういう形でどうして私はそういふふうに考えざるを得ないのです。この点は木村さんと意見が違つて来ますから、これ以上質問いたしません。次に伺ひたいしたいのですが、先ほど河野主計局長にも質問いたしましたのですが、積算の基礎ですね、どうもこの積算の基礎が、六億四千万円の整備費の積算の基礎がどうも私は納得できないのです。資料として頂いたのですが、二十五年度と六年度の補助金の額を足して二で割つて、それに五〇％かけて、それに六を掛けて、そうしてこれが六十カ所の国立病院移譲に伴う整備費であるというのですけれども、これは六十カ所に対する平均的なものではない、個々によつて皆違つと、こういうのです。私は下から積上げたものと思つたのです。六十カ所の個々について六億四千万円と思つたのです。それで、それで大蔵省で査定する場合、六十カ所という国立病院の移譲の対象となる、予定になつておつたものはわかつていて、それに對する整備費というものを計算して積上げて行かないで、先ほど私が申

上げたような、二十五年度と六年度の補助金を足して二で割つて、そうして五〇％かけて、これを六で割る、こういうふうな計算で予算を組んでよろしいのかどうか、積算の基礎と言へば、具体的に六十カ所わかかつておるのに、なぜそれから積上げて行かないか、大蔵省として、そういう査定に當つて私はどうも大蔵省らしくないと思ふのです。こういうラフな積算の上で六億四千万円を出すということは、この点大蔵大臣はどういうふうにお考えでしようか。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほどの問題でも木村さんよくお考え下さつたらおわかりと思いますが、六百五十億の枠のうちにに入れて、枠のうちにに入れて、そうして政府が金を資金運用部から貸して、そうしてそのお金を政府に納めさせて、そのお金を政府が貸したままか、又預金部に預ければこれは同じことなものです。それを政府が持つてしまふということになります。他に非常に要求のある地方債の枠をさなきだに減すことになる、そういう措置は木村さんもおとりにならんわけですね。これはよくお考え下さい。私は枠外において地方の状況を考へて行くのが本當だと、こう思ふのです。次に六億四千万円の金の積算の基礎が、これがどれだけの整備費を付けるかという問題も、六十カ所ある個々の点につきましても、よほど違つて来る、そこで一応の予算といたしまして、主計局長が説明した通りにやつておるのであります。で、初めから強制するわけでもございません。そのときの状況によりまして、適当に予算を使つ

て行こう、で、私は予算委員会その他でも問題になりませんでした、或いは分科会では問題になつたかも知れませんが、一応御了承を得ておると心得ておるのであります。

○木村義八郎君 先ほど河野主計局長から一応伺つたのですけれども、それはどうも私はわからないのですが、厚生大臣からも伺つたのです、どうしてその点はわからないのです。大体こういう医療機関を支援のない程度に運営するための整備費というものは大蔵省でどう考へておるか、大体これは程度の問題だと厚生大臣はそういうように御答弁になつていますが、大体の基準というものはあるのじやないかと思ふのです。大蔵省のほうでは、若し六十カ所を今度は移譲しないとする場合について、整備費として六十カ所の個々の病院についてどういうようにならざるか、これはやはり大蔵省の立場としては、私は査定する場合にその基準というものをもちださうと思ふのです。その大蔵省のほうの査定基準、それをお伺ひいたしたい。

○政府委員(河野一之君) 六億四千万円をどういうふうに積算したかというお尋ねであります、これは先ほど申し上げた通りでありまして、六十カ所の病院につきましても、具体的にどの病院をどうするかという問題もありまして、又結核療養所に転換する場合に、この整備費をどうするかといった問題もありまして、この場所がはつきり確定いたしておりますれば、そういう具体的な案も立ち得るのではありません。この場合におきましては、そういう点はまだ法律も出ておりませんし、その結果如何もあり得るので、

先ほど御説明したような案になつておるわけでありまして。この経費が若し余れば、それは不用になるわけでありまして、この六億四千万円の範囲内で病院が一応の整備ができる、こういう建前設計したわけでありまして。整備の何にいたしまして、木造のものもコンクリートにするということもありまして、或いはいろいろ機械の整備その他もあり得るが、一概にこの病院をどうしようという積算はなかなか困難であらうと思ひます。

○木村義八郎君 只今河野主計局長から、余ればこれをその年度に使わないう、こういうことではどういふところから出て来るのか、これは六十カ所について一件当り平均的に割振るならば、六十カ所の予定が、これが三十カ所という場合には半分余るわけでありまして、そういう問題が起るのですけれども、個々によつて皆違ふと、こういうことになつてはどうか、それで余る余らぬのか、その点がどうも私はわからぬのです。平均的ならばつきりわからないのです。平均的ならばつきりわからないのです。六十カ所予定したけれども三十カ所である。そうするならば三十カ所分余りますけれども、その下から積上げて来ないから、非常に妙なことになるのである。仮に二十カ所の場合でも余らないということがあるのか、そのところがどうも私はわからないのです。

○政府委員(河野一之君) これは六十カ所というので一応積算いたしております。それが三十カ所或いは二十カ所ということになれば余るのが普通であらうと思ひます。併しこれは個

個の病院につきまして、どの程度に整備したがいふかというところは個々的にきまるわけでありまして、この程度ならば地方団体は引受けよう、これくらいならば嫌だというふうなことで、具体的にそれはどこまで整備するのか、機械はどうするか、建物はどうするかといったようなことに相成りまして、或いは場合によりましては、事情によりましては、三十カ所所余らぬということがあり得るかも知れません。そこで六十カ所と一応予定したのでありますから、数が少くなれば余るのが普通であると思ひます。個々の今後の交渉によりまして、この金額はきまることだと考へております。

○木村義八郎君 どうも随分妙な予算の組み方をしたと思ふのであります、私はまだよくわかりませんが、他の委員が恐らく又質問されると思ひますから、この点は私はこの程度にしておきたいと思ひますが、殊に大蔵大臣がお見えになつておられますから、それが大蔵大臣にお伺ひいたしたい。この財政措置とか、予算上における社会保障費というもののついて大蔵大臣は一体どういふように考へるか。特にこの国立病院について独立採算制をとるようになりましてけれども、私の考へではそういう形において国立病院に対する政府支出を節約して、それを他のほうの生産的支出のほうに回すために、そういうことを考へたと思ふのです。その点は社会保障という観点から独立採算制の問題について大蔵大臣はどういふように考へておられるか、この際にお伺ひしておきたい。

○國務大臣(池田勇人君) 政府の社会保障費を減らすためにやつたというわけのものでもないでございます。移

議につきましての趣旨は厚生大臣からたびたびお話し上げておると考へております。なお社会保障関係経費並びにそのうち特に医療関係につきましては、私は二、三年前に比べまして結核対策を中心として相当な力を入れて来て、私はこれは考へておるのであります。併しまだ完全ではございません。従いまして今後におきましても予算の編成に当りましては、この方面にできるだけの力を注ぎ、こう考へております。

○木村義八郎君 大体私はこの独立採算制の問題でも、それから今度の法律案でも、国立病院を地方に移譲するといふ法律案を大蔵省側の意見が強くこれに反映されておるのだということを我々は聞いておるのです。それは財政面から、予算面から国立病院に対する、そういう政府の支出を節約して行く、初年度においては、そう節約にならんかも知れないけれども、六十カ所移譲してしまえば社会保障の負担を地方のほうに転嫁して、その地方のほうでは結局財政困難だから、これは結局有料患者のほうを多く診て、そして大蔵大臣が案にすると云われる貧乏人のほうに非常に苦しむ、そういうふうには結果はなつて行くと思ふのです。政府は社会保障に力を入れたと言ひますが、それから結核対策について力を入れていると言ひますが、それは多少は力を入れて来たと思ひますが、併し実際に力を入れてはそれ以上に、結核問題が悪化して来ているのですから、ちつとも積極的な対策ということには少しもなつていない。あとを追つかけて行くだけであつて、そういう点、今

の吉田内閣の性格としてこれはもう根本問題になりますけれども、社会保障に力を入れていると言ひますけれども、全く私はこの法案を見ても逆だと思ふ。今後社会保障に大いに力を入れて行くというならば、どういふ政策を、どういふ方針を持つておられるか、特に私は大蔵省側がこの予算面からいつてそういう方面を圧迫しているように私は思ふのです。そういう点について今後の私は方針を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 木村さんは御想像でいろいろ我々の政策御批判なされておるようでありまして。私は今までも何と申しまして日本の経済を安定し国民の生活水準を上げるということをして土台にして言つております。従いまして、国民生活水準も徐々に向上し、雇用率もだんだん充て行つておる。そして片一方では取残されたかたがたに對しましてできるだけ国家の援助を伸ばしたのであります。まだ十分ではございませんが、そういう考へ方で進んで来ているのであります。今後におきましても経済界の安定の度を加えますけれども、国民大衆の生活水準の向上、社会保障制度の拡充、これらは政治の根本だと、こう考へております。その点につきましては常々から非難を受けておるのであります。私は三、四年前に比べてよほどこういふ点はよくなつて来たと思ひます。併しこれでは十分でございませぬので、あらゆる方面につきまして社会保障等につきましても力を入れて行く、こう考へております。

○木村義八郎君 それでは今度の国立

病院の地方移譲を政府はこれを撤回下されば、私は大蔵大臣の言われる方向に行くと思う。併しこういう法律案を作つてやればむしろ逆になつて来ると思う。これまで努力されたと言われますが、私は努力したといつても現在の現状がよくないといふならばそれは何ら努力したことにならない。最近私の結核に罹つたところの友人から手紙が参りました。それをここで読むことをお許し願ひたいのです。最近の結核患者の、而も働いておるものの結核患者の状態についてこういうことを言つております。

結核のように長く療養を要し、療養費も手術代も、又薬代も高い病氣はあまりません。而も結核は貧しい人たちに多いのですから一般的な生活費も勿論問題になります。従つて結核の世界では治療を高めるのは医学でなく政治そのものであると言います。ここ数年結核医学は外科学においても薬化学においても非常に進歩し、病人の大部分は治療し得るようになりました。併しそれに反比例して社会条件は極めて悪化し、家計内容の窮乏、社会保険、生活保護法、結核予防等の予算の削減、医療研究機関の国庫負担の削減など相次いで行われ、国立病院のベットが足りないで入院までに半歳から一年待たなければならぬ。而もその間に或る者は古い頭の開業医の犠牲となつて金を搾られ、病氣をこじらせ、中には死んで行く者もある。首尾よく入院したもので完全治癒を待たずして退院を命ぜられます。その理由はもつと悪い者にベットをあけるためです。又或る人は自分が働けるために医者に隠れて労働を続け遂に取り返しのつかない

悪化を招きます。生活保護法は当然この人たちの生計を保障してやるべきです。こうして結核の世界では結核菌と闘う前に自由党内閣と、それに連なる地方自治体相手に闘わなければならぬ。結局医者の診断時間の半分は身上相談である。医者は患者を診断して適当に処置をし、注意を与えたりする。その後に患者の家計の診断、向う数カ月に亘つて医療を含めた生活の処方を行います。その他社会保険、生活保護法、結核予防法、ときには労働基準法の説明をして患者の指導を行います。医者は保険所の役人や民生委員より法律に詳しいのが普通です。そして労働者の中の生活を驚くほどよく研究してあります。このように書いておる間に国内のどこかは幾人かの患者が國家の保護の足りなかつたばかりに息を引取つておるでしよう。結核の世界に入つて見ると結核に対する予算が少いことがはつきりわかります。

こう言つております。私は医療対策は予算だと思ふ。こういうような実情にあることを大蔵大臣は十分に認めなければならぬ。努力したといつても現状がよくないといふならば何にも日本にないと思ふ。世界的に見ても如何に日本の社会保障が僅かであつて、それが身分不相応の防衛負担金は、而もフイリピンよりも不利な条件で、そうして防衛分担金の九十何億といふのは私の税金でこれを負担しなければならぬ。こんなような条約を結んでおいて、そうしてどうして社会保障のほうに努力していると言ふのか。私はその点政府が努力している、いると言ふけれども、私はちつとも努力してやらないと思ふ。実質的にどういふ面におい

てそれでは政府の予算措置によつて、今の結核の問題なりそういうものが改善されているか、そういう点を若し改善されておるとおつしやるなら私は具体的に示してもらいたいと思ふので

○國務大臣(池田勇人君) 只今ごなかのお手紙をお読みになつたようでございますが、そのうちに述べられたことに對しましては我々と事實の認識がかなり違つてゐると思ひます。私は今まで申し上げましたように、相当の努力をして来ておるのであります。どれだけよくなつたか、どれだけ努力して来たかとおつしやれば申し上げますが、結核の病床につきましても大体一万床ずつを最近に殖やしておるのであります。又ストレプトマイシンの半額負担とか、いろいろ國家負担をいたしておるのであります。こういう事實をお考え下されば私はお認め下さると思ひます。又予算審議その他におきましても幾々申し上げまして大体御了承を得ておると私は考へておるのであります。○木村義八郎君 只今の大蔵大臣の御答弁だけでは實際的に改善されているということは立証されないと思ふ。その予算の目的金額を殖やしただけで改善されているとは言えない。これを物価關係を考慮して、或いは人口の増加といふものを考慮すれば、二十七年度は二十六年度よりも実質的に減つてゐると思ふのです。そういうようなところはごまかしであつて、物価騰貴とか人口増加といふものを考へないで、ただ名目的に金額が殖えたと、こういうので政府は改善されたとか何とか言つていますが、併し現実において結核患者なんか殖えて来ている。そういう

ような点について、又苦しくなつて来ているのです。こういう現実には立つていないと思ふのです。だから実質的には私はちつとも改善されておらないと思ふ。只今の大蔵大臣の御答弁だけで實際に改善されているとは思へないのです。そこで今度の国立病院の地方移譲は、これはむしろ大蔵大臣が今言われましたように、社会保障といふものに對して努力していると言つていられるけれども、實際の結果をどう考へておられるかですね。この結果が結局よくない。我々はそう思ふのですが、大蔵大臣としては国立病院の移譲をどう考へているか。これは厚生大臣に先ほど質問しましたが、結局これは有料患者、地方財政の窮乏については大蔵大臣が一番よく御存じなんです。この窮乏した地方に病院を移譲して、その結果が結局病院が積極的に殖えるわけじゃありませんし、結局医療内容の低下になり、そして有料患者を多く入れるようになるから、貧乏人が困つて来る、こういうことになることは必ずしも明らかだと思ひますが、その点大蔵大臣はどう考へになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 社会保障費が殖えたからといつて、それは物価が上つたとか人口が殖えたといふことであるのであつて、ごまかしだとおつしやいますか、ここ三、四年前に比べますと先ほど申し上げましたように、病床の数が殖えただけでも相当のものでございします。而も又先ほど申し上げましたストレプトマイシンとか、或いは結核手術費の半額を政府が負担するといふことも、これは新しい事実であるわけなんです。物価が上つたとか、人口が殖えたといふ問題じゃないのです。そういうことを否定なさるということには私はとらないのであります。これと同じような議論であります。立場が變つておるからそうおつしやるかも知れませんけれども、国立病院として経営しておるものを地方の希望によつて、そうしてこれが利用価値を向上するといふ申出があつたときに移譲するのでありますから、私はあなたの御心配になるようなことはないと考へております。私は地方に希望ある場合におきましてこれを移譲してやるといふことが合理的なことだと思ひます。何も押付けるわけじゃないのでございしますから、この法案はいい法案であると實は考へておるのであります。○木村義八郎君 私は大蔵大臣關係の質問は、又野澤さんとも関連して質問したいとおつしやつていますから私はこれで一応この程度でおいておきますが、あと厚生大臣に對して先ほどの続きがございしますからそれを留保いたしましたして一応私の質問はこれでこの際野澤氏にこれを譲りたいと思ひます。○野澤勝君 私は大蔵大臣に数点質問いたしたいと存じます。本法案は特に大蔵省の所管が、私はウエイトが強いと思ひます。なぜかならば固有財産の管理が主点であります。勿論厚生省でやつていかんといふことはないのでございしますからそれはまあ差支えないのでございします。併しこの固有財産の処分乃至管理に關する問題につきましては特に所管大臣であります大蔵大臣が十分審査或いは調査等々をやつての結果であらうと存するのでございしますが、その点に關して大臣の所見を先ずお伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田男爵) これは野溝さん御承知の通り国有財産には公用財産と雑種財産がございます。雑種財産につきましては大蔵大臣の所管でございますが、各種の公用財産につきましては一般会計、特別会計のものにつきましては所管大臣は大蔵大臣ではございません。

○野溝勝君 勿論行政財産或いは普通財産、雑種財産等のいろいろ、国有財産には区別がありますが、併し今のうちに全然関係はないというならば先ほど自信たつぶりの意見を私は言えないと思う。国有財産に所管大臣の大蔵大臣が如何にも関係のないとき意見を出される、これは私は国民は迷惑すると思う。例えばこの国有財産法を見ては管理及び処分について十条では「大蔵大臣は、必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、その状況に關する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は閣議の決定を経て、用途の変更、用途の廃止、所管換その他の必要な措置を求めることができる。」これは「必要な措置を求めることができる」という他動的な条文ではあります。先ほど同様であり、木村君の答弁に対して、この法案は最もいい法案であり、且つ又整備の点についてこの程度でよろしいという見解を表明されておるのであります。そこで大臣が勿論厚生大臣でやつたものであつて、自分のほうは余り関係がないと言われるならば何をか言わんやでございます。併しそのようなことは一國の大蔵大臣がこのような見解に対して、簡単にこの国有財産の処分にあつて關心を払わんというふうな見解がよいのか

悪い点という点について重大な点でございます。今後質問をこれから継続する上におきまして重大な点でございますから、このことをはつきり所見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田男爵) 国立病院の建物の所管はどこにあるかという御質問と心得まして、これは厚生大臣の所管であると申上げたのであります。この国有財産のうち、大蔵大臣の所管は雑種財産と大蔵省所管の公用財産でございます。従ひまして直接の所管ではございません。ただ問題は、大蔵大臣はいわゆる国庫大臣と申しますか、財政大臣というのでありますから、間接的には今お話のような点につきまして意見を出すことはございまして、けれども、直接の所管大臣ではないのでございます。

○野溝勝君 そこで本法案に対して直接の所管大臣でないからという御見解でございますが、閣議において本法案に対する意見の開陳並びにこの事項に對しては、法案が出るまでに閣僚当局に折衝になつたことと思ひますが、折衝につきましても厚生大臣と大蔵大臣の間に折衝を重ねて来てこの成案を得たものであるかどうか、この点を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田男爵) 事務当局の間におきましても折衝を重ね、そうして予算編成の場合は私が主管としてやります。又法案のときには厚生大臣からこの法案が閣議に提出されて審議いたしました。

○野溝勝君 そこで私はお伺ひするのであるが、先ほど来問題になつております国立病院六十個所の整理の問題

ですが、その整理の問題について積算の基礎に對して論議が交されたのでございまして、私も委員といたしましてその答弁に對しては了解を得ることができないのでございまして、なぜかならば、一体この六十個所を地方に移譲するということに対して、先ず第一に希望によつてこれを移譲するといふことを両大臣とも言われておる。両大臣は先般私の質問の際には出席になつておらなから速記録は或いは見ないかも知れない、併し事務当局から委員会の経過は聞いておると思う。若し聞いておらなからばそれは怠慢である。私の事務当局に質問の際は、九十個所の国立病院の内容は非常によく順調に行つておると言つておる。そこで手許に渡された資料を散見いたしますと、大体において国立病院の大半は八百万円から一千万円の赤字を出しておる。かようなことを今ここでやかく聞くのではありませんが、さうな赤字を出しておる国立病院の経営に當つて、地方がさうなものを歓迎するはずは私は常識的に思ひます。若し仮にこれがあつたと思ひます。私は具体的にその希望のある個所を言うてもいい。政府諸君の答弁によると、かような法案を何故に出したかという私の質問に對して、希望があるからこれを出したと言

うが、私は希望があるという各府県を列挙せよと申したところ、それを列挙しなかつた。私はこういうことにつきましてはむしろ厚生大臣から聞くべきですが、併しかように全国的に自治体の希望でないものをあえて早まつてかような法律案を出す必要はないと思

うが、この点に對して閣僚大臣といたしまして、特に財政上の負担を負わなければならぬ点もあつたので、この点大蔵大臣の所見を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田男爵) 昨日の委員会におきましてそういうことが議論になり、意見の交換せられたことも出席いたしまして承知いたしております。私はまだこの資料を見ておりませんが、私の見通しでは国立病院の経営は最近とみに合理化せられたと聞いておるのであります。二、三年前に比べましては合理化されておると聞いております。而して又最近におきましては、これは今年からでございますが、一点単価の問題の解決等によりまして病院の経営は独立採算制に近くなつて来たといふことも聞いておるのであります。従ひましていつの資料かは存じませんが、私は国立病院は今後相當の成績を挙げ得るものと考へております。従ひましてこの法案の趣旨は、地方で自分のところで経営したいという申出がありまうときにはよろしくな財政面も地方のほうで考へていただき、よろしく、又その土地の住民のかたの医療關係につきましても十分考慮の上申出があると考へておるのであります。私はこういうものは政府が持つておるのがいいということになりまして、若し地方のほうで我々のほうで持つたほうがいいんだということになれば、これをお譲りする機会を作るといふことが政治としていいことじやないか。別にどうしても買わなければい

かんというのではないのであります。併し今国でやつておる、併し地方がお望みになるならばそれを地方の意思に任して適當な方法をとるのが政治のやり方ではないかと私は考へておるのであります。

○野溝勝君 誠に御尤もな見解でございます。それならば全国各府県の自治体があつたの言うように大部分の国立病院の移譲を申出ておりますか、その点について明確なる御回答を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田男爵) 私は所管でないから存じませんが、昨日のこの議論の様子を聞きますと、相當程度申出があるやうであります。而してこの法案は六十全部が申込まなければい

かんといふ場合ではないのであります。六十のうちでも相當数が申込があつて、而もそれが意見が合ひ、医療關係の拡充強化になるといふのならば、私はこの法案は地方の希望に副うものじやないか、これが本筋だと考へます。

○野溝勝君 大蔵大臣が地方からの要請の数につきましては所管大臣の厚生大臣からというお話でございますが、そのそれは省略します。ところがこの大臣の見解から言ひまして、さうな希望のあるものに對しては地方に移譲することのできるように、融通のある法案として制定立案をしたのであるから、誠にいい法案であるといふやうに言われまうけれども、一体それならばなぜこの法案をもつと具体的にしないんですか。私はかようなことを決して野党なるが故にいや味で申すんじやありません。賢明なる、特に事務的に明るい池田大蔵大臣において、私はかような法案があつたの答弁の内容と違ふことを一つ御了承願ひなければなら

んと思ひます。この法案を見て御覽なさ

い。国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案です。この法案の中には希望によりなんでもことを書いてある所は一行もありません。そして最後の「理由」を見て御覧下さい。国立病院を地方公共団体等に移譲するため、決定的じやありませんか。この文句は、僕は法学士でもないし弁護士でもないから余りよくわからん。私の頭腦が若し鈍が欠けておつたならば、これは一つ一般の人に判断願いたい。私はこの理由書はそう解釈する。国立病院を地方公共団体等に移譲するため、当分の間、その移譲する国立病院の所屬に係る資産の譲渡等に関する特別の措置を講ずる必要がある。決定的です。これがこの法律案を提出する理由である。短文ではありますけれども、希望によりとか、或いはその地方の申出によりとかいうような言葉は一言半句もありません。誠に両大臣とも御都合のいい解釈をしておるのでございすが、かような点から見ても、私は大臣の見解が少しく良心には反するのじやないか。厚生大臣の擁護射撃をするのもよいのでございすが、この点は十分一つ国家の財政大臣としての表現を誤らんように御答弁願いたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) 希望によつて希望とがという事は書いてないからと申しまして、この法律は国有財産を特別の条件によつて譲渡しようという法案でございまして、売らなければいかに、買わなければいかにという規定の仕方をしてあるのであります。国有財産の譲渡の規定でございすので、そういう義務的のことは書いてお

りません。詳しいことは主計局長からお答えいたします。

○野澤勝君 それではその点は私は見解の相違といたしまして、それ以上はその点は省略しておきましょう。そこで六十個所移譲するにございすが、希望によるというのをございすが、一応六億五千万円という整備費の予算を計上することに承諾をされたようでございすので、この法案になつて出たのでございすが、そこでこの整備費の算定基礎が相当問題になつておりました。まだ割切れておりません。そこで私はこの点を経過的に伺ひするのでございすが、これは大蔵大臣でなくとも主計局長で、或いは他の政府委員でも結構でございすが、お伺ひしておきたいと思ひます。と申すのは、開くところによると、最初五十億の整備費に関する予算の要請をしたといふことでございすが、私はそれが如何なる算定の基礎か、基準計算か知りませんが、それが六億五千万円に整理されたというのですが、その間の経緯につきまして詳細にお話を願ひたいと思ひます。若し詳細にお話が聞えなければ、私のほうから改めて御質問したい。

○政府委員(河野一之君) ただ移譲いたします病院につきまして五十億の整備費の要求が出たといふことはございせん。

○野澤勝君 今の主計局長の答弁はつきりわかりませんが、もう一回お願いいたします。

○政府委員(河野一之君) 只今野澤さんから五十億、厚生省から整備費とすて要求があつたというお話でありまして、そういうような事実はござい

せん。

○野澤勝君 五十億という価格は決定的に言ひませんが、その経過について一つこの際、審議上必要でございすから、経過的に話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 経過と申しましたので、そういうようなお話はなかつたのでありまして、従ひまして申上げるようなことがないのでございす。

○野澤勝君 そうするとすぐ六億と六億五千万円というものを整備費を出されて、すぐあなたのほうではOKというわけですか。

○政府委員(河野一之君) 六億四千万円の金につきましては、この程度の金が必要であらうという厚生省からの申出でありまして、いろいろ審議いたしました結果適當であると考えて閣下で決定いたしました次第でございす。

○野澤勝君 あなたの答弁が、いろいろ審議して、こういうのだが、その審議する経緯についてですね、この際僕らその内容さえわかれば質問を成るべく早く打ち切りたいと思ふのだが、そういうことでただいまにされておつたのでは、審議の進行しようもないではありせんか。その審議のあつたつかひの経緯について、私はその尻尾をつかむのじやないですが、むしろ大臣ならばこの際私は少しく意見の交換にすればいい、主計局長、事務当局に何も尻尾をつかもうというふうな気持ちで質問するのじやないから、その経緯を一つ話して下さい。

○政府委員(河野一之君) 厚生省が病院の整備費として当初予算の要求で幾らなされたかといふことについては、

只今私は記憶いたしておりません。恐らく六億四千万円以上の金額であつたろうと思ひますが、おつしやるような五十億というような金額ではございせん。六十個所の病院で帳簿価格で五十億程度ではないのです。併しそれがあるわけはないのです。併しそれはどういふことで六億になつたかといふお話であります。これは普通の予算と同じようにいろいろ審議いたしました結果におきまして、そういうふうになつたのでありまして、特にどういふような経緯があつたかといふことは、只今頭の中に残つておるほどの問題ではなかつたと存じます。

○野澤勝君 とにかく大蔵委員会といひましては、国民の尊い金を税金として出しておる、それを処理して行くのですから、これは重大な問題なんです。ですから経緯もどうも記憶がありせんとかいふようなことでは、誠に私は政府当局に対して非常に不快を抱かざるを得ません。さようなことをさつぱらんに話になつても別に差支えないじやないですか。そこで算定の基礎に對しては、その最初の要求額とはどういふところに違ひがおつたかといふ点について私もはお聞きせんとするのであります。そこで六億五千万円が妥當という査定をしたわけなんです。だが、それでは査定の根拠についてここに先ほど示されておるようなことは概念的資料であつて、まだあなた

がたのあれでは私はそういう点には触れてないと思ふ。そういうような点を少しお話を願へれば私の質問は解けて行くのです。そういう点をお伺ひしておるのです。

○政府委員(河野一之君) 予算の審議

の段階におきまして、各省ともいろいろ復活その他がございすが、そういうことにつきましては原則的にどうであつたといふことを申し上げかねるのであります。この問題はきまっています。際において非常に争ひがあつて閣議でも問題になつておつたといふふうなことはないのであります。六億四千万円という金額につきましては、厚生省と十分お話し合ひいたしました。この程度の金額であるならば十分やつて行ける、満足すべきものだといふことでやつたのでありまして、決してそういう点に問題があつたわけではないのでございす。

○山下義信君 議事進行について……今野澤君の質問している事項は、これは私は非常に重大だと思ふのです。それで大蔵省のほうでは、事務当局で折衝中に厚生省がどれだけ最初要求せられたかといふことを言わないようなふうで、それで六億四千万円くらいのこととで初めから話があつたようなことを言うのです。大蔵省がこれ以上説明をしなければ、この点は当初厚生省がどのくらい見込んだかといふことは、野澤委員の言うがごとく非常に審議上重大な事です。それで是非厚生大臣の出席を求めて、整備費を当初事務的に大蔵省にどれだけ要求したかといふことを明白にする必要があると思ふのです。厚生大臣の出席せられるまで暫時休憩を願ひたいと思ひます。(賛成)と呼ぶ者あり)

○委員(梅津錦一君) 大蔵大臣は非常に所長がございまして、是非とも六時というところでございしましたが、それを二十分も経過いたしました。院内におられるそうでありまして、いつで

も用件済み次第御出席願えるものと存じます。約一時間半ばかりの時間的な所用でございしますので了解したいと思ひます。

〔休憩と呼ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) それでは夕食等の関係もございしますので休憩をいたします。

午後六時十九分休憩

午後九時十三分開会

○委員長(梅津錦一君) 休憩前に引続きましてこれより厚生、大蔵連合委員会を再開いたします。順次御質疑を願ひます。

○木村義八郎君 先ほど厚生大臣が決してもう強制的にこれは移譲をするのではないということに非常な強調をされておられるわけです。只今もこちらへ参りまして、決して強制的するのではない、それはよくわかります。厚生大臣のお気持はよくわかるのです。併し先ほど質問いたしました、まだ十分厚い質問でしたが、いわゆる客観的に強制的になるという理由は、私二つこれまでに伺つたのでありますが、その第一は、移譲される病院について整備予算を計上していない、それだからそれが結局まあ強制的になる、病院長は結局仕方がないからそういうものに應ずるより仕方がない、こういうふうに追込まれる。

それから先ほどの起債の問題についてもそうでありまして、九十億近い起債があるのに十六億しか認めていない、この国立病院を移譲する場合、その枠外において起債を認める、こういうような形、又延納を認める、こういうことで餌を与えて、片方では病院建設については起債の枠を認めない、こういうことにすれば結局強制的になつて行くと思ふのです。第三に私はお伺ひしたいのは、強制的ではない、強制的ではないと言ひますけれども、これは厚生省医務局の病院課長の名によつて通達を出していると思ふのです。それはこの国立病院の地方移譲について、みだりに権門を踏訪したり、或いはその反対のために病院長が街頭において反対の運動をやつたりしないように、こういうことを何か病院長に宛てて通達を出しているやに聞いているのです。そういうものが實際あるかないか、この点お伺ひしたい。

これはやはり強制的にと言ひないが、そういうことは自由に任意に任せるというならこういうものを出す必要がないと思ふのです。これなどは私は強制的の一つの証拠になる。この点お伺ひしたい。

○國務大臣(吉武憲市君) 本日に私は強制的するつもりはございせん。いろいろなところから何か強制的しやないかと思つて一々探し求められておるやうであります。決してそういう意図はございせん。整備予算を掲げておることも、私は修理を要するところがあればそのまま譲るといふのは、これはやはり常識ではないので、整備予算を付けて差上げるといふのが、私はこれは理当じやないか。若し逆に整備予算を付けたらとすれば皆さんどうおつしやる。何だ、こんな荒れ果てたものをそのまま移譲するやつがあるかと云つて逆にお叱りを受ける。私は整備予算を付けて出すというほうが常識的であり尤もじやないか、それから又起債によつて便宜を与える、これとて

も移譲する上においてすぐ現金というものは出ないであらうから、気の毒だから起債というものを別に、今日大蔵大臣が言つたように出したからといつて、それがすぐ金庫界によつてインフレーションになるわけじやないのですから、そういう便宜を与えるというところはこれは又常識的である。若し逆にそういう便宜を与えない、そうしたら皆さんどうおつしやいます。何だ、病院を移譲するのに便宜を与えないでそのまま現金取引でやるのか、そんなことで譲渡なんかができると思ふか、今度は逆に叱られます。あなたはそういうふうになりまして、悪いほうに悪いほうにおとりになりますけれども、今度は逆をお考へにいかうか、私はそういう処置はとるべきものではない。やはり移譲すれば起債の便宜も与えるのが本當である。修理すべきものは金を付けて差上げるということがこれは私は当り前じやないか。

それから通達をしておる。それは譲渡するというのは先ほど申しましたように、政府の方針であります。あなた譲渡すべからざるが方針だと言われるが、それは見解の相違です。私は国営で全部一本にやるという考えを持たない。国営もあれば府県営もある、市町村営もあれば組合組織もある、それが一体総合的になつて初めて国民医療制度というものが完備するのだという考えの下に立つておる。でありますから若しそういうことでやるならば、その旨を通達するのはこれは当然で、移譲すると言つておいて黙つて知らん顔をしておるといふのは行政的手段としてはむしろ怠慢であると思

います。又職員が反対の陳情をするのはいかんというものは當然であります。御承知でありましようが、公務員といふものはそういうことをすべきではない。公務員というものは国家の、政府の命令によつて、方針に基いて実行するのがこれは公務員の本分でありまして、政府の方針に反抗をして、そうして逆の行動をとるといふのは、公務員の本分に反することでありまして、決してそういうことをしたことが強制的をするということには、あなたは逆におとりになりますけれども、若しこれを逆にお考へになつて御覧なさい。それが果して普通の人のやるべきことかどうか。私はまあそういうことをくどくど申し上げるわけはないのでありますけれども、本日に強制的するつもりはないので、まあここに皆さんおいでになりまして、この議論は何遍もやつた議論でございまして、そういうことも、吉武は嘘を言う奴で相手にならんとお考へになつてゐるかたがあるかも知れませんが、そういう嘘は申上げません。私は強制的する意思はございせん。

○木村義八郎君 今吉武大臣は移譲をされる病院に対して整備予算を付けて差上げるのが当り前だと、併しそれは移譲をする場合でありまして、今移譲を予定されている六十箇所、そういうものに対して整備予算というものを残りのところには計上してゐるけれども、移譲された場合にこれを付けてやらないときにどうなるのか。ですから移譲されると付くのであつて、移譲されない場合には付かないから、それらのほうから冷遇されて行くので、病院長も移譲のほうに、どうもこれで仕方が

ない、傾いて行く、そういうことで結果としては強制的になるやうになつて行く、こういうふうに私は考へて質問したのであります。併し要するに厚生大臣はどうしても強制的するのじやないと言ひながら、これが譲受ける、欲しないところは何も譲る必要がないと言ひながら、これは政府の方針である。そこでこれは山下議員も一応御質問しました、政府の方針である。それは厚生大臣がしよつちゆう言われるやうに、一つの医療体系というものを考へて必ずしも国立に囚われるわけではない。厚生大臣はやはり国立を頂点として府県営、その他民営も考へて、個人病院も考へて、そういう体系で考へて行くと言われまうが、併しそれはどういふ根拠からそういう医療体系を構想するようになったかという山下議員の質問に對しまして、厚生大臣は、何らかの制度の、例えば医療制度審議会、そういうところの答申を基礎にしてそういう構想に立たれたかどうかとしやう質問に對して、厚生大臣はそういうものを参考にした。而も医療制度審議会の答申の第四にあるやうに、公的医療機関の経営の主体は、将来原則として都道府県等公共団体たらしめることと、こういうふうになつてゐるので、これを参考にしたと、こう言われたのであります。併し、これは繰返しになるかも知れませんが、非常に重要な点ですが、この国立病院を地方公共団体に移譲するについては、この医療制度審議会の意見を尊重したとすれば、もつと他に考へなければならぬ条件がたゞさんあるにかかわらず、単に地方公共団体に移譲するものだけ出した、これではむしろ厚生大臣の言われるところの医療体

系というものと矛盾するのであつて、この点どういふふうにお考えになるか。強制するのではないと言いがら政府の方針である、こう政府の方針に対しては公務員はそれに対して反対の意思表示をするのはこれはよろしくない、こう言われる。公務員としてそういう公務員服務規律に反したことをすることを私はいいとは認めておりませんが、それほど強く厚生大臣は政府の方針としておられながら、而もこれは希望がなければいけないのだ、強制しないのだ、それでは意味がないと思うのです。矛盾しているのじやないかと思うのです。そういう医療体系を構想されておるならば、むしろこれは積極的に推進すべきものである。にもかかわらずこれが希望があれば譲る、希望がなければ譲らない。それでは政府の方針であるのかどうかさつぱりわからない、地方移譲の問題は。そうかと思うと、いや政府の方針だと、これでは矛盾していると思うのです。その点はつきりと私は伺ひたいしたいのです。

○国務大臣(吉武恵市君) 医療体系を若しとるならば強制すべきであるというお考えでござりますが、それも一つであります。机の上でプランを立てて、そのプランの通りにすぐ実施をすると言へば強制するのが一番早いかも知れません。これは私もはそういう処置をとりません。物事というものはそういう強制すべきものでない、私どもは考へております。ですからお話のような計画は立つても若し譲受けるといふ人がなかつたら計画通りに行かんかも知れません。行かんでも私どもはいいと思つております。強制するより

はそのほうがいい。そしてだん／＼と普及して計画へ乗せて行く、不斷の努力をすることのほうがいい。それは早いと云へば手つ取早いですが、強制権でやるほうが。併し私どもはそういう処置をとりたくありません。あなたの説では生ぬるいといふことになるかも知れませんが、生ぬるくても仕方がない。御希望のところから譲つて行く。そして御希望があつても、我々がセンターとして残すべきものは残して、そうして医療体系を、一年か二年のうちに机の上で考えたことがすぐさつと行くといふものではない。長い間かかつて完備して行く、かように存じております。

○木村義八郎君 私は強制せよというのではなくして、厚生大臣の御答弁が矛盾しているというわけなんです。その医療体系を考へて、それを方針として政府がやつて行くのだ。これに対して反対するものに対しては公務員としてはこれは取締ると、公務員としては当然そういうことをしては服務規律から言へばいけないと思うのですが、なぜそういうようなことが起つて来るかについてもこれはよく考へなければならぬ。厚生大臣はこういう通牒を出したことがあるというところをお認めになつたのですが、そういうものを出さなければならぬはそういう反対論があるというところが私は非常に実証になつて来ると思うのです。そうして厚生大臣は、私は強制せよと言つて居るのではなくて、これを指摘したものであつて、これを指摘したものであつて、そこで更に質問を前進させてもう少し具体的に伺ひたいのですが、一体公的医療機関、これを地方公共団体で

推進してやつて行くその理由、どうしてそういうふうに行つて行くのか。何のためにやつて行くのか。それでこれを地方公共団体が行われた場合に弊害がないかどうか。これは恐らく山下議員も前に質問されたと思うのですが、この医療制度審議会の答申案によれば、公的医療機関の経営の主体は左のごとき条件を具備せるものを適当とする、そこで八つばかり条件を掲げております。

第一は普遍的に且つ平等に利用させる得る経営主体であること。常に適当な医療の実行が期待されること。医療費負担の軽減を期待し得ること。その経営が経済的変動によつて左右されないような財政的基礎を有し、且つ今後必要に応じ公的医療機関を整備し得る能力、特に財政的能力を有すること。社会保険制度と緊密に連繫、協力し得ること。医療と保健予防との一体的運営によつて、経営上矛盾を来さないこと。或る程度広汎な人事並びに業務上の相互の連繫、交流が可能なること。地方実情と遊離しないこと。

こういうことが具備されて初めてこの医療機関を地方公共団体中心に整備すると、こういう答申案であり、更に公的医療機関の経営に要する費用の一部を国庫において負担すること、このういふような内容の答申案なわけですから、そこでこの法律案を見てどこに、この法律案のどこにこの医療制度審議会が公的医療機関の経営の主体は今私が挙げましたような条件を具備させるものを適当とする、こうなつています。どこにその条件が確保されることになつておるか、この点私は厚生大臣に伺ひたいのです。

○国務大臣(吉武恵市君) いろいろ医療審議会において決定されました線に条件がございます。併しなれども私必要なものと思ひます。併しなれどもそのいづれもが完全に具備しなければ公的医療機関は作つてならない、そういうふうには理想である。どこまでも公的医療機関といふものはその目標に向つて進むべきものであるといふことについて、私は御尤もだと思つて努力をいたします。併しながら一つでも、少しでも欠くるところがあつたならば、条件が具備しないから公的医療機関にしてはいけないと言つて、そう窮屈にお考へになることはない。私もこの公的医療機関に今度移譲するには平等に取扱つべきだと思つております。府県に移つたらば金持だけが利用して貧乏人が利用してはならないとは考へていない。恐らく今日の知事が、こういう考へを持つておる知事が公選で出られるとは信じない。又医療の適当であるかどうかといふのは国営でやつて居る医療といふものをそのまま引継ぐのであります。私も先ほど申しましたように九十九という多くの、全国に亘る数々の病院といふものをただ厚生省が一手にこれを管理するといふよりも、地元の府県知事が手近に管理されるほうが行届きはしないか、一般の国民から見ればそれはほうが手厚く意気がないのではないかといふ信念の下に私も考へております。ただ考へると、国といふものは金があるから、国営であつたらば非常に立派だと思つておる、府県がやつたほうがいいもの、又市町村でやつたほうがいいもの

のがあります。その証拠には市営の病院で非常にいいものがあるのであります。又負担の軽減の問題であります。が、私どもはこれを移譲したからといつて、途端に府県が医療が高くなると思へない。私もは庶民的なこれは病院だと思つて取扱つております。そのほかいろいろ御指摘になる点がございましたが、私もはそれに反するとは思ひません。併しながらこれが全部完全に条件が完備しなければ公的医療機関に移譲してはならないといふ、この方針に基いて私もは努力する、かように存じております。

○木村義八郎君 私はもう完全に、全部この理想的に今の条件を整えなければならぬとまで私も考へておりました。併しこの条件のうち一番重要な条件は私は第四のその財政的能力を有すること、即ちこの経営が経済的変動によつて左右されないような財政的基礎を有し、且つ今後必要に応じ公的医療機関を整備し得る能力、特に財政的能力云々、これが重要だと思つて居るのです。そこでこの点はむしろ地方に移譲したほうが財政的能力においては移譲した場合よりも私は能力が劣る、これは当然であります。その証拠にはこの独立採算制を国立病院がとるに至つた経過を考へれば、これはもう厚生大臣よくおわかりのことだと思つて居るのです。問題は、やはり一番重要な点は、独立採算制以後今日までずっと経過を辿つて来ている政府が、その国立病院、国営的医療に対する財政的負担を減らして、そうしてこれを防衛費その他非生産的支出のほうに向けようとするその根本方針から来ておるのであつて、最初は

先ず独立採算制、第二段の策として、
よいよ今度は地方に移譲する、こうい
うことによつて財政負担を軽減して、
これを防衛費その他の、或いは防衛分
担金警察予備隊の費用とか、或いは安
全保障諸費とか、或いは連合国人財産
補償費とか、或いは賠償費とか、そう
いう非生産的支出のほうに振り向ける財
源が枯渇して来たから、こういう措置
を講ずるに至つた。ここに根本の問題
があるのであつて、従つて地方にこれ
を移譲することによつて地方財政困難
な折から、それを国立病院の場合より
もよくなると思ふこと自体が私はお
かしいのであつて、その理由からそも
そもこういう問題が起つて来た根本に
遡つてそこに問題があると思ふので
す。むしろこれは厚生大臣は積極的に
独立採算制にも反対すべきものなん
です。それを厚生大臣が擁護している
という事は、昨年の十二月以来のあの
予算折衝の経過に鑑みてよく厚生大
臣はそういうことを言えると思ふので
す。この厚生省当局は先ほど野澤委員
の質疑に対して、昨年十二月のあ
の予算折衝のことについて、これを明
らかにすれば、厚生省としてはむしろ
こういうことに反対すべきなんです。
逆なんです。それを明らかにしないで、
これはあとで野澤委員が又質問さ
れると思ふのですが、明らかにされな
ければ私は承知している範囲で明ら
かにして質問してもいいのですが、全く
これは私は理想的の、こういう条件を
整えよというのではなくて、医療制度
審議会が条件として要求したそれより
も逆行して行く、むしろ悪くなるとい
ふ意味なんです。それを若しか満たす

ということならば積極的に厚生大臣は
どういふふうなところでその理由を上
げられるか、積極的に理由を上げて頂
きたいと思ふ。私はそれによつてはも
つと具体的資料を示して厚生大臣に如
何にして、若しこの国立病院を地方に
移譲すれば医療内容が低下して、そう
してあなたが言われる貧困者その他が
如何に困るかという資料を提示して厚
生大臣に意見を更に求めたいと思ふの
ですが、具体的に医療内容その他はど
うしてよくなるか、その点を私はお伺
いたしたいのです。

○国務大臣(吉武恵市君) 独立採算は
私も建前にしております。終戦直後
のどさくさの際には非常に赤字が出ま
して、一般会計から繰入れたことはござ
います。併しその後だん／＼と整理を
いたしまして、最近はいさ／＼経常費
というものはとんで行つておる状態
であります。又国立のこの病院とい
ふのについては、むしろこうしなけれ
ば社会保障という点が欠けるといふ話
であります。病院は医療機関として経
営をいたしております。その中に登し
て入れぬ者は、そのかたに対して社
会保障等の制度がございます。であり
ますから社会保障制度として医療給付
の方法もあるものでありますから、それ
が国営の病院であらうと県営の病院で
あらうと同じことでもあります。又そう
いう財政能力は府県よりも国のほうが
大きい、それは国のほうが世帯が大き
いから大きいと知れませんが、併し財政
能力は国のほうがあるから、それじや
ありません。先ほど申し上げましたよ
うに、やはり今日府県地域にしまして
も、市町村にしましては医療制度につ

いては熱心で先ほど申しましたように
九十億円なん／＼とする起債の要求
がある。これは起債の一端を申上げた
だけではありませんが、私どものところ
に結核療養所を作るからベットの世話
してくれと来られるかたはたくさんご
ざいます。これなんか皆負担になるわ
けです。市町村から見ればこれだつて
国がやるべきだと言へば国がやるべき
だ。結核に困られておるかた／＼を救
うために国が国営で病床を作つて、全
部収容するといふことも一つの建前
であります。併しこれは必ずしも行
届く制度ではない。やはり府県市町村
それぞれ／＼の施設において一体化して
行くのが私は行届く制度である。財政能
力という点だけを御覧になれば今日府
県でも、市町村でもそんな医療制度は
やるはずはないのであります。であり
ますからその点はいろいろ御心配の点
もございしますが、強制するわけじや
ないものでありますから自分のところの
財政負担の状況くらいは知事にしまし
ても、市町村にしましては、又府県会議
員なども私は今日相当その点は考慮さ
れて、ただ政府が許すと言つたらすぐ
軽卒に飛びつくといふふうには考えら
れない。でありますから、欲しいとい
うかたには譲つてやれることに御賛
成をお願いしたいのであります。欲しいと
言われるかたの譲受けることまで反対
をされるというのには、私はどうかとい
う気がします。どうか一つその点はお
考えお願ひしたいと思います。

○江田三郎君 ちよと今に關連し
て二、三お伺したいのですが、厚生大
臣の話を聞いていますと、欲しいとい
うところへ譲るのだと、一つも強制はし
ていないと、それから、昨日来のお話

を聞いておりますといふと、相当数と
よく言われるのですが、相当数の地方
から希望が出ておる。何か木村委員
なり、或いはこれに質問している者が故
意に妨害しているような印象を与える
ような発言を盛んになさるのですが、
私もよつと大臣にお尋ねする前に委員
長にお伺ひしたいのは、この今国会
で、この厚生委員会のはうへ国立病院
の存置に關する請願、或いは移譲反対
に關する請願といふものがこれ又相当
数出ておるわけでございます。その
中には自由党の議員の人の御紹介にな
つておるものもあるわけでありませ
う、更に衆議院のほうを見ますとい
うと、増田甲子七氏といふような人、或
いは吉武国務大臣の地元の山口県知事
といふような人、山口県会議長とい
うような人、そういうような偉い人が並
んでおるのであります。衆議院の
ことはこれはともかくといたしまし
て、参議院の厚生委員会におきまして
は、こういう請願はどういうように御
処理なさつておるか、その点を委員長
にお伺ひしまして、そのお答えを得て
吉武大臣にお尋ねしたいと思ふので
す。今の木村さんのことに關連し
て……

○委員長(梅津錦一君) 請願陳情の件
に對しましては、医療小委員会におき
まして保留になつております。

○江田三郎君 私が少くとも議員とし
て自分の主張と相反するような請願な
り陳情なりは取次がれないと思ふので
あります。そういう自分の主張と似
たもの、或いはその主張が支持すべき
ものと考えるから、請願なり、陳情な
りの取次ぎを、手続をされると思ふ、
紹介されるのだと思ふのでありまし

て、その中に自由党の議員の人も名前
が見えているといふことは、どうも私
腑に落ちないのであります。或いは
そういうところは希望せざるどころで
あつて、そういう希望せざるどころに
對しては強制しないのだからいいんだ
と、こういうこともわかりませ
んが……、委員長、大臣はどうか行つた
んです。

○委員長(梅津錦一君) 大臣は今両院
協議会で緊急質問に入つておりますの
で、私の分だけ……。

○江田三郎君 それでは大臣が来るま
で待たなければいかん。黙つて行つて
しまつては……、関連質問といふこと
で、その前提として厚生大臣にお尋ね
しているのです。

○山下義信君 議事進行について。今
質問があると言つてゐるのに、委員会
に諮らずに帰る法はないと思ふ。

○江田三郎君 委員長けしからんじや
ないですか、途中で帰すなんというこ
とは。そういうことでは困る。

○委員長(梅津錦一君) 両院協議会の
ほうから強つてといふことではござい
ますので……。

○江田三郎君 強つてなら質問者に対
して断わらなければいけない。

○委員長(梅津錦一君) 私が諮りし
ないうちに厚生大臣が行つてしまつた
のでありますから、私には責任ござい
ません。

○野澤勝君 責任ありますよ。

○委員長(梅津錦一君) 厚生大臣を呼
んで来て下さい。

○山下義信君 委員長、暫時休憩願ひ
ます。

○委員長(梅津錦一君) それでは暫時

休憩をいたします。

午後九時四十五分休憩

午後十一時十五分開会

○委員長(梅津錦一君) 休憩前に続きまして連合委員会を開きます。

○江田三郎君 さつきの質問の続きはどうなりますか。さつき大臣が逃げちやつたので休憩になったのですが、どういう工合になりますか。

○委員長(梅津錦一君) 厚生大臣は目下下院協議会に出ております。大蔵大臣は到着する予定になっておりますが、まだ到着しておりません。

○江田三郎君 もう時間も大分遅いので、今日皆さんに御迷惑かけて済まないので、途中で逃げられておるの、これはやはり私も意地悪くこういふことを言おうというのではないのですから、明日発言の機会を残しておいて頂きたいと思ひます。

○委員長(梅津錦一君) 承知いたしました。

○山下義信君 本日はこれを以て散会せられまして、明朝又一つ連合委員会を開くようにお諮り願いたいと思ひます。散会を願ひます。

○長島銀蔵君 先ほどの御懇談の機会を与えて頂きました間におきまして、大蔵委員会といたしましては、三派御提案の修正の御意見を出さるゝことに聞いておりますので、連合委員会は、この程度で打切つて頂いたほうがよい、かように考えますので、打ち切りの動議を提出したいと思ひます。

○山下義信君 それはどういふわけですか。先ほどの御懇談の理事小委員は、先ほどの厚生委員会の理事小委員

長会でもそういうことは何もきまつていないし、今あなたが言われるように、これはそういうことをこへ持出されて公言される以上は、言わなければならぬ、含みで運営されると思つたら、公然そういう動議を正式に出されたら、言わなければならぬ、或いは野党三派か何三派か知りませんが、修正案を出す運びになつていふという話になつていふのじやないか。その修正案をどこへ出すのですか。連合委員会を開いておつてこそ、一方の委員会の意見をまとめて、この連合委員会を通じて厚生委員会に出すことができる。連合委員会を解いて、別個に大蔵委員会が何故に仮に修正案と称するものを出すことができるか。これはやはり連合委員会を置いたままでなければ、大蔵委員会がどういふ意見があるのか知りませんけれども、これをあなたが出すといふことは、連合委員会という機会があつてこそ、そこへ出すのであつて、これを解いてしまつたら、厚生委員会は厚生委員会で独自のことをどうん運べばいいのであつて、大蔵委員会の要望を容れる余地がどこにあるか。あなたがお引受けになりますか。連合委員会を解いてなお厚生委員会において大蔵委員会の要望せられる修正をどう取扱うか。その取扱を連合委員会を持つていふ間こそ、大蔵委員会出す資格もある、権利もある。相談することこそ、これが連合委員会の運営であつて、これを切離して、若し大蔵委員会の修正案を厚生委員会が考慮するということをあなたがお引受けされるなら、私はあなたの動議に賛成いたしません。

○江田三郎君 もう問題はきまつたと思つて、明日なお発言の機会を与えて頂きたい、こういうことに対して、委員長御承諾になつて、ほかの委員のかたからも異議がなかつたのですから、問題はきまつていふのです。だからそれと相反する動議というのはおかしいのでして、これは一つ山下さんの言われるようなこともありませんし、余り固くならんで、我々のほうも明日十時までに一つ案を持つて来ようと言つていふのですから、長島さん一つ適当にお願ひいたします。

○長島銀蔵君 私の今出した動議は取消しをいたします。(それならよろしいと呼ぶ者あり)

○藤森眞治君 大蔵委員長にもつとこれは念のために伺ひしておくとすけれども、先ほど大蔵委員長のおつしやつたのは、江田さんの質問は保留されていふ、それで明日は大蔵委員会が修正案ができて出される、併し連合委員会の打ち切りについては厚生委員会のほうで然るべく計つてよろしい、こういうふうにおつしやつたように私は受取つたのですが、どうしたでしたかそこは……

○平沼彌太郎君 只今お述べになりました通りであります。明日午前十時頃までは三派のかたから修正案を出して下さる、それは先ほど申し上げた通りでありまして、連合委員会につきましてはまだ江田さんのほうから質疑が残つていふ、それについては保留して頂きたい、併しながら厚生委員会のほうでお打ち切りになるかどうかということ

は、おきめ下さるのが本筋であるから、そこまでは干渉することはできないといふふうに先ほど申し上げたつもりでございます。

○藤森眞治君 そうすると、もう一つお伺ひいたしますが、打切つていいとか悪いとかいふことは明日のことです。本日でもいいことなんですか。(江田三郎君今日はさつききまつていふのじやないですか。それはおかしいと述ぶ)

○藤森眞治君 いや、待つて下さい。そこがはつきりしておりませんか。……明日のことなら明日のこと、今日でもいいことであらば、そこで大変な違いがあるのですから、どちらかといふことを明確にして頂きたい。

○平沼彌太郎君 私もその点につきましてははつきり呑み込めなかつたのです。今日打切つていいとか明日打切るとかいふことははつきりしなかつたが、保留といふことは何とておりました。その点江田さん如何ですか。

○木村謙八郎君 江田さんの先ほどの質疑は取消されて、委員長も先ほど承諾されて、ほかの委員も反対なかつた。江田さんの御質問は私の質問に対する関連質問をして御質問されているのであつて、私も質問は当然保留されることになるのじやないかと思つておりますが、この点も一応私も保留を認めて頂きたいと思ひます。

○野澤勝君 そのことは単に江田君、木村君ばかりが残つていふのじやないで、私もやはり大蔵大臣に質問してあつて、私もやはり大蔵大臣に質問してあつて、恐らく三人乃至四人はまだ質問が残つていふのです。ですから大蔵

委員長が江田君の質問だけ残つていふといふふうに考えられてしまつては困る。こういう意見だと思ふ。そこでこれはどうですか、むしろ意見というよりは大体相談になるのですが、只今江田君の一応動議というものが、意見が採択されたわけだと私は思ふのです。その間少しの疑義の質問があつてこれは水解決したと思ふのです。藤森さんの質問なり水解決したと思ふのです。その点皆さんの了解を得たらそういうふうにして頂きたいと思ひます。

○委員長(梅津錦一君) 承知いたしました。(野澤勝君 承知するだけではない、再確認するならば再確認するし、散会なら散会しようじやないか)と述ぶ)

○委員長(梅津錦一君) さよう皆さん方が御承知のことと私は思ふのです。が、御意見ございませうか。

○藤森眞治君 そうすると、先ほどの厚生委員会のほうで打切りとかどうかといふことは明日のことですか、今日のことでない……その点明日大休十時頃修正案がこちらのほうへ出して頂ける、こういう……(大蔵委員会)と呼ぶ者あり) 大蔵委員会へですか、(大蔵委員長を通じて)と呼ぶ者あり) 通じてこちらのほうへ頂ける、そうして質問は保留されているから続行する、こういうことになるわけですね。……わかりました。

○委員長(梅津錦一君) 山下さんの御動議は、本日はこれにて散会という動議が出ておりますが、この動議に対して御異議ございませうか。

○委員長(梅津錦一君) それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後十一時二十五分散会

昭和二十七年十月十四日印刷

昭和二十七年十月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局